

令和3年度宍粟市予算決算常任委員会（予算委員会）会議録（令和4年度予算）

日 時 令和4年3月15日（火曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 3月15日 午前9時00分

付託議案

（産業部）

第7号議案 令和4年度宍粟市一般会計予算

（建設部）

第7号議案 令和4年度宍粟市一般会計予算

出席委員（7名）

委員長	神吉正男	副委員長	垣口真也
委員	八木雄治	委員	津田晃伸
〃	山下由美	〃	大畑利明
〃	林克治	〃	今井和夫

出席説明員

（産業部・農業委員会）

[産業部]

部 長	樽本勝弘	次長兼森林環境課長	中村仁志
次長兼北部事務所長	谷口宗男	商工観光課長	藤原慎一郎
商工観光課副課長	岸元秀高	農業振興課副課長兼農政企画係長	茅野雄士
農業振興課副課長兼農地整備係長	庄昌秀	農業振興課農業振興係長	和井秀明
森林環境課副課長兼森林振興係長	橋本智弘	一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長	西岡公敬
北部事務所副課長（一宮担当）	村上公一	北部事務所副課長（波賀担当）	清水良祐
北部事務所副課長（千種担当）	秋武邦明		

[農業委員会]

事務局 長 田路 仁

(建設部)

建設部長	太 中 豊 和	建設部次長	祐 谷 佳 孝
建設部次長兼建設課長	石 垣 貴 英	建設部次長兼北部事務所長	谷 口 宗 男
建設部次長兼水道管理課長	宮 本 雅 博	建設部次長兼上下水道課長	坂 井 高 誉
住宅土地政策課長	谷 口 浩 二	建設課副課長	大 田 貴 久
住宅土地対策課副課長	小 坂 崇 雄	住宅土地対策課副課長兼空き家対策係長	池 田 大 千
水道管理課副課長	小 池 信 仁	上下水道課副課長	山 本 孝 幸
水道管理課経営企画係長	大 谷 広 宜	北部事務所副課長(一宮担当)	小 椋 健 一
北部事務所副課長(波賀担当)	長 尾 昌 宏	北部事務所副課長(千種担当)	春 名 良 信

事務局

課	長 大 谷 哲 也	係	長 小 椋 沙 織
主	査 中 瀬 裕 文	事 務 職 員	中 田 歩

(午前 9時00分 開議)

○神吉委員長 おはようございます。

本日の予算委員会を開会します。

御報告申し上げます。山下由美委員より、本日の委員会を欠席する旨の届けが提出されておりますので御報告いたします。

それでは、これより令和4年度の予算審査を始めます。

限られた時間でありますので、円滑な進行に御協力をお願いいたします。

審査に入る前に説明職員の皆様をお願いをします。説明及び答弁は自席で着席にてお願いいたします。説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

マイク操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願いいたします。マスク越しになりますので、やや大きめの発声をお願いいたします。また、マイクの先端が口元に向くように、今のうちに準備をお願いいたします。

それから、委員の皆様をお願いいたします。発言は意見、要望などに終始せず、適切な審査に努めていただきますよう、お願いいたします。論点が違う場合を除いて、同じ質疑は避け、割愛するようにしてください。また、説明職員の方は必要な場合を除いて、同じ答弁は省略していただいて構いません。

それでは、産業部の審査を始めます。

まず、簡略に概要の説明をお願いいたします。資料につきましては、委員はあらかじめ目を通しておりますので、必要な部分についてのみ御説明ください。

それでは、樽本部長。

○樽本産業部長 おはようございます。

それでは、産業部農業委員会関係の予算審査のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず初めに、寺元、北本両次長につきましては、諸事情により本日欠席さしていただひておひります。農業振興関係につきましては、副課長、係長のほうで答弁のほうをさしていただひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは令和4年度、産業部の予算編成について簡単に御説明をさせていただきます。

本年度作成されました第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び第2次宍粟市地域創生戦略は、宍粟市のまちづくりの指針となるものであります。

第2次宍粟市総合戦略では、森林から始まる地域創生を基本的な考えとした総合戦略として整理されております。産業部は第1章の住み続けたい、住んでみたいまちの基本方針、魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくりの林業振興、農業振興、商工業の振興、観光の振興を担う部署であります。

また、基本方針2の環境に優しく快適に暮らせるまちづくりの、資源循環型社会の構築の一部を担っております。

この計画を着実に進めるべく、令和4年度の予算編成に着手しております。

事前に資料のほうを提出さしていただいております。この後、詳細につきましては、質疑の中で御説明させていただきたいと思っておりますので、審議のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○神吉委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告のある委員から、順次質疑をお願いします。

今井委員。

○今井委員 おはようございます。よろしくお願ひします。

それでは、まず農業関連のほうから順番にいきたいと思っております。

まず、主要施策の54ページのところです。多面的機能支払交付金事業の部分に関してです。

まず多面的機能、これね、広域化を進めていきたいということはずっと言われてますけども、その進捗状況をお伺ひします。広域化にしても余りメリットを感じないというようなね、声も聞くんで、その辺りも含めて、今後どうやって広域化を進めていこうかというところですね。ここに書いてある組織の数ですね、現在、取り組んでいるところが結局合計58組織ということだと思っておりますけども、全く取り組んでいないところに対しての働きかけ等はどういうふうにしていくのかというところです。

以上です。

○神吉委員長 和井係長。

○和井農業振興課係長 それでは、先ほどの質問にお答えします。

多面的事業の広域化につきまして、現在の進捗状況ということでございますが、この事業につきましては、令和元年度から各集落組織のほうに説明会等を進めておりました。そして、この取組は令和3年度になりまして加速しました。本年度の6

月から7月にかけて、全ての活動組織に対しまして集落個別ヒアリングを実施しております。その中で、仮同意書というものを提出した活動組織を中心に、11月に準備委員会を立ち上げまして、それから、この準備委員会の中で運営委員を選出いたしました。そして、その運営委員に基づきまして、広域組織の運営ルールというものを協議してまいりました。そして、その結果を踏まえまして、今年の3月に旧町単位です、全ての活動組織に対しまして広域化組織への加入手続などの説明会を実施しております。そして、それぞれの組織のある、所属してる自治会のほうで加入手続を経て参加同意書を提出してもらう予定になっております。その期限が4月末ということでございますので、4月の末若しくは5月に設立総会を開催するという、来年度からの発足を予定しております。

本事業のメリットということでございますが、これまで言われてきましたが、事務書類の削減であるとか、書類が手書きでも済むというようなことがメリットであります。実際にそのような様式を4月以降、希望する組織には配布する予定です。

それから、やはり一番大きいのは長寿命化の予算というものが、割当てが優先的に割り当てられるということです。これまで4分の3、上限額の4分の3というところが、それよりも多く、約2割ほど増えてるというのが他市町の実績であります。そういうことで、ほとんどの組織で交付金の増額ということが見込まれますので、これが一番の大きなメリットです。

それから、活動組織に関しましてですが、現在、令和3年度では55組織が活動しております。3組織が来年度から新たに始まりまして58組織となります。そして、まだ取り組んでないところへの働きかけでございますが、現在、人・農地プランというものの策定に取り組んでおります。その中で複数の集落で多面的に取り組んでいないというところで農道とか水路の維持管理に多面的機能、この事業を活用できるんじゃないかということで取組を働きかけておりますので、来年度以降です、取り組む集落が増えていく見込みとなっております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 一遍に言われたのであれですけど、ということは、3月に各旧町単位で全部の組織が集まって説明会をしたと言われましたよね。そこには結局、今最後に言われた58組織以外の、とにかく宍粟市の全部の農会が、あるいは集落が集まったということですか。

○神吉委員長 和井係長。

- 和井農業振興課係長　いいえ、今活動している58組織が集まったということで、取り組んでないところにはまた別の機会を設ける予定です。
- 神吉委員長　今井委員。
- 今井委員　はい、分かりました。だから、そういうことですね。だから、その58組織、活動始めてるところに関しては、そうやってね、どんどん進めていってもらいたいと思うんですけども、今先ほど言われたったような交付金がやっぱり増えていくとかね、そういうふうなことがあるんで、やっぱりそれ以外のところにもね、どんどん増やして行ってほしいんですけども、先ほど言いましたように、やっぱり事務が繁雑だとかっていうようなね、そういうふうな声が結構あるんですよ。だから、その辺をもうちょっとこう、うまいことクリアできるような説明の仕方であるとか、そういう形で58組織以外にね、どんどん進めていくようにする必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、ちょっとその辺、どう思われますか。
- 神吉委員長　和井係長。
- 和井農業振興課係長　実際に事務ができているところもありますので、ここの組織に関しましては、当面の間はそういう通常、今までと変わらないようにしたいと思っておりますが、やっぱり事務が、やっぱりできないというところもありますので、そういうところにつきましては、丁寧に聞き取りをしまして、こういった簡単な書類で出せますよということで、個別に説明してまいりたいと思います。
- 以上です。
- 神吉委員長　次の事業へ移ります。
- 今井委員、お願いします。
- 今井委員　続いて55ページの鳥獣対策事業です。
- これ昨年より若干予算が下がってるんですけども、県の支出金のほうがちょっと下がってるような形ですけども、まあまあおおむね同じような政策がされていこうとされてます。それでですね、我々そういうところに住んでいる者の実感として、ほとんど減ってないというか、むしろどんどん増えていってるなというような生活実感がやっぱりあるんですけども、そういう中でね、同じようなことをしていても変わらないんじゃないかなというふうな思いがあるんですけども、そういう意味も含めて昨年度、今までと何か違う取組とかいうものがあつたらちょっと教えていただきたいんです、まず。
- 神吉委員長　和井係長。
- 和井農業振興課係長　昨年度と来年度ですね、令和3年度と4年度の取組の違いの

一番大きなところは、令和4年度からはくくりわなを導入するということです。

くくりわなにつきましては、従来の箱わなよりも仕掛けるのが難しかったところについても簡単に設置することができますし、また、狩猟者のほうについても負担が少ないということで、今後、捕獲頭数が増加が見込まれます。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 それはすごいいいことだと思います。じゃあ、くくりわなをする免許っていうか資格っていうかね、それを取っていくとか、その辺の支援とか、その辺もありますか。

○神吉委員長 和井係長。

○和井農業振興課係長 そうですね。捕獲者従事確保事業というものを取り組んでおるんですが、昨年度っていうか令和3年度ですね、今年度ですが、例年になくたくさんの方に免許を取っていただきました。合計13名、1年でこんだけになっておまして、わなの免許の方も多数増えましたので、今後、取組が増えることが期待されます。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 はい、分かりました。

それをね、どんどんいっぱいの方が取ってもらえるように進めていってほしいと思います。

それと同じ欄ですね、補助金一覧のほうの中に出てきてますシカの捕獲個体の搬入っていうのに対しての支援が新規事業化として出てると思うんですけども、ちょっとその辺のもう一度目的とか、事業の内容、数値目標等々について説明していただけますか。

○神吉委員長 和井係長。

○和井農業振興課係長 シカの捕獲個体の搬入の事業ですが、まず目的なんですけど、猟師さんのほうで埋設処分をしていただいておりますが、山の中に埋めるということで悪臭などの衛生問題が生じております。ですので、その問題が解決することと、あと、シカ肉を有効活用するというところでジビエの普及を見込んで、この個体搬入の目的であります。

事業の内容でございますが、箱わなやくくりわなで捕獲したシカ個体をシカ肉加工処理施設に搬入する、その経費を支援するというものであります。

数値目標に関しましては、わな捕獲頭数全体の約20%を想定しております。

以上です。

○神吉委員長 続いて、同じ事業で林委員、お願いします。

○林委員 同じ55ページなんですけども、事業予算がね、3,417万7,000円で、農作物の被害の削減が903万3,000円、これだけ削減しますよというんで、これぱっと見た目にね、費用対効果を考えたら、えらい効率が悪いなという感じがするんです。それで、実際に被害の削減がね、1,000万足らずということなんですか。

○神吉委員長 和井係長。

○和井農業振興課係長 実際、この被害の削減額というのは、水稲共済など、目に見えている形での数字であります。実際にはこれよりも多くの被害が出てると考えております。継続して被害を受けることで生産意欲は低下して、耕作をされなくなって耕作放棄地が増えるということで悪影響が出ているため、この取組が必要と考えております。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 これ数字の取り合い方の問題やと思うんやけども、被害はね、この水稲共済だけじゃなしにね、森林もあるし、ものすごいあると思うんです、家庭菜園もね。家庭菜園なんかむちゃくちゃやね。だから、そこらの被害の低減いうかね、それも積算がね、もうちょっと上げんと、これだけの事業費かけてね、ほんまに費用対効果から考えたらおかしいやないかということになるんでね。技術的な問題やと思うんです。それで、実際の被害の積算がね、あちこちで出てくるんやけどね、やっぱり少ないですね。ですから、そこらのところもしてほしいなと思います。その被害が水稲共済だけということだったら仕方ないんですけども。

以上です。もう答弁要りませんわ。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 先ほどの今井委員の質問の関連も含めて次のほうに行かしていただくんですが、シカ肉の捕獲個体搬入の関係なんですけど、シカ肉加工処理施設に搬入ということなんですけど、何か所施設予定されてるのかということと、搬入1頭に対して2,000円やったかな、っていうことは1頭当たり2,000円という制度設定で、先ほど目標が20%っておっしゃったんですけど、なぜ20%なのかちょっとよく分からないんでね、もう一度、その目標値についての考え方を教えてください。

○神吉委員長 和井係長。

○和井農業振興課係長 搬入施設、予定してる施設が市内で2か所ございます。山崎

町と一宮町にあります。それぞれの施設で受入頭数は1日5頭以内ということであり、目標頭数の設定でございますが、既に近隣で同様の取組をしてるところで約2割というふうに聞いておりますので、その数字を参考として設定させていただきました。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 容量の関係があつてというふうに受け止めますけども、実際、衛生的な問題がその2割で解決するんでしょうか。山に放置されたりすることでの衛生問題があるから、これやるんだとおっしゃったんですけど、あとの8割、どういうふうになってくるのか教えてください。

○神吉委員長 和井係長。

○和井農業振興課係長 衛生問題が100%ではございませんので、埋設処分をしているところもあるんですが、やはり一部の問題としては捉えております。ただ、今後、この2割という数字をもっと上げていく努力もしていきたいと考えております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 はい、分かりました。

それでは、次の事業に入らせていただきます。56ページの新規就農支援事業でございます。まず、この新規就農支援の中に2つの事業がありますので、それぞれの各事業の制度設計、どういうことを目指しておられるのかということをお教えいただきたいと思ひます。

新規就農者を確保することと、それから新規就農による定住促進につなげていこうという2つあるんだらうというふうに私は思ひますので、それぞれの考え方を教えてください。

それぞれのまた目標とか、どのように進捗を今考えておられるのかということ、それから、最終目標のところは、この事業目的の耕作放棄地や遊休農地の発生防止を図るということでございますので、どのような目標を持っておられるのかということと、こういう耕作放棄地、遊休農地の解消に努められた、発生防止に努められたことに対する加点といいますかね、普通の農地じゃなくて、こういうところに就農していただいたところについては少しインセンティブを与えるような、そんな考えはあるのでしょうか、ないのでしょうか、ちょっと教えてくださいたいと思ひます。

○神吉委員長 和井係長。

○和井農業振興課係長 御説明いたします。まず、新規就農者確保事業と定住促進という2つの事業を書いております。先に書いております新規就農者確保事業につき

ましては、これにつきましては国の事業でございます。この国の事業でいわゆる次世代人材投資資金ということでございます。この目的は40代以下の農業従事者を拡大するということでもあります。その内容につきましては、経営開始から3年間、年間150万の資金を助成するということです。それと、また来年度から新たな取組としまして、機械購入や施設の補助などの事業費ベースで上限1,000万円に対してまして4分の3を支援するという内容になっております。

続いて、市の新規就農・定住奨励事業につきましては、市の単独事業でございます。こちらにつきましては、地域農業の担い手として年間100万円、最長3年間の資金を助成するという内容になっております。

進捗率の考え方でございます。新規就農制度、今の現行の名前になってから平成27年度から令和4年度まで8年間で、各年間2名ずつ、平均2名として16人が新規就農するという目標を定めておりました。現在、令和3年度末で11名ということですので、進捗率が約69%というふうになっております。

遊休農地の発生防止ということではありますが、本事業で利用されてる方は新規就農者11名のうち9名が宍粟市北部の方でございます。そういった意味では、特に中山間地において営農に取り組んでいただいているということではありますが、耕作放棄地の発生防止に係る指標ということで、現時点で、この制度による加点はございませんが、この制度が令和4年度に失効を迎えますので、改めて制度設計していく中で、そういった視点も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 それぞれの制度は分かりましたが、市単独事業のほうがですね、最初、新規就農で入ってこられるんですけども、やっぱり続かないということという例も聞いてるんですね。実際もう農業から離れていっておられるみたいな感じで、定住はされてるみたいですけども。だから、ある意味での目的は達成してるのかなという気はしますが、やはり次の制度設計を考えていかれる場合に、今申し上げたような加点のどことか、あるいは、もう少し何が課題で就農が進まないのかという辺りもよく考えていかれるんだろうと思いますが、その辺り、今考えておられる課題、それから改善していこうと思われる点っていうのを少し教えていただけますか。

○神吉委員長 和井係長。

○和井農業振興課係長 この市単独の事業に関しましては、現在市内で農業に取り組んでおられます青年農業クラブの皆様と意見交換をしております。その中で、特に

市外から入ってこられる方については、土地勘がないということで、実際に市内で農業をされている方が、自分たちの農業を案内することで市内に溶け込みやすくするというような取組をできないかなというふうに考えております。そして、そういったことで、またそういった方が今後就農してからも相談役になるということで農業を継続していけるように考えております。

以上です。

○神吉委員長　それでは、同じ事業で、津田委員お願いします。

○津田委員　それでは、同じところなんですけども、先ほどお聞きしました、あと私のほうからは過去の今回、今11名、新規就農者が入ってこられてるということなんですけど、その事業継続が先ほど意見もありましたけど、うまくいってるのかっていうのと、その方たちが定住に、今現状としてつながっているのか、その辺まずお聞かせください。

○神吉委員長　和井係長。

○和井農業振興課係長　これまで認定新規就農者制度によって就農認定の方は現在11名でございます。11名、現在が全員が営農を継続しておられます。

定住につながっているのかということですが、このうち移住者は3名でございますが、いずれも地域の中に溶け込んでおられて、地域で重要な役割を果たしながら営農を継続されております。

また、先ほども申し上げましたように、地域の中で移住されたい方の相談に乗ってあげたりとかして、また地域の刺激を与えるという存在になっております。

以上です。

○神吉委員長　津田委員。

○津田委員　今現在で毎年2名のところの目標値が達成できてないというところで、先ほどの大畑委員のところでも回答ありましたが、今から市外から入ってきた方の土地勘がないということで、そこを行政が先導して令和4年、新しくそういう取組を進めていこうということでやっていくっていう形よろしいですか。

その確認と、あとこの年間2名以上やっていく、そういう人を募集していくに当たって、広報的なものは何か新たに考えられてるとことかあるんですか。

○神吉委員長　和井係長。

○和井農業振興課係長　市独自の新規就農・定住促進事業につきましては、全国農業会議所のホームページ等々で掲載しておりまして、また、その農業会議所のホームページで農業をはじめ、JPというような新たな新規就農を呼び込むためのペー

ジが開設されました。その中で、この事業をPRしておりますので、その事業に関する問合せは年間で数件程度あります。それをきっかけに相談されるという方が多いです。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 すんません、関連で1つ確認さしてください。

ここのところね、一般財源ゼロになってますけども、国の補助のやつが最初、半分か3分の1か忘れちゃったけども、市町村が出せみたいな話が今度変わるみたいな話があったと思うんですけども、それはなくなっただけのことですか、一般財源ゼロということは。

○神吉委員長 和井係長。

○和井農業振興課係長 市町村が負担するのはゼロになったのは、制度変わりました、国が2分の1、県が4分の1で農業者本人が4分の1となっております。この負担に関しましては、新たな機械の導入というところの部分で、4分の1が申請者の負担となっておりますので、150万円の財源につきましては、国100%っていうことは変わりません。

昨年までと一緒に、来年度から新たに市町に負担を求めるということが当初なされておったんですが、それはちょっと白紙に戻りました。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。大畑委員。

○大畑委員 耕作放棄地の関係と傾向と対策ということでいつも伺っておるんですが、部局資料の13ページに各中学校区ごとの資料をお出しいただいておりますが、この中で、特に放棄率が高いところと、高いと思われるところ辺りを中心に質疑をしたいと思うんですが、山崎で言いますと土万地区でありますとか蔦沢地区、それから一宮の北部、波賀、千種、こういうところが結構放棄率高いんじゃないかなと。とりわけ分類にしてもAからBに分類が、B分類がというのは再生が不可能になっている農地が増えていってるんじゃないかなという、そういう傾向を感じてるわけですが、その辺りのパトロールの実績からどのようにつかんでおられるのかということをお伺いします。

それと、その対策として、補助事業の資料の25ページに農地再生応援事業というのが新たに作られておりますが、これの説明とか目標値などを教えていただきたいと思います。

○神吉委員長 田路局長。

○田路農業委員会事務局長 失礼します。私のほうからは、この耕作放棄地の関係の傾向と対策についてお答えしたいと思います。

先ほど委員が言われたこの地区なんですが、ここのA分類、B分類、ほとんどがほとんどの農地が集落の山際にあります条件の不利な在来林、あるいは、畑地でありまして、作り手の高齢化でありますとか、集落の過疎化によりましてA判定、B判定という結果になっておると考えております。

また、これらの農地の下部、麓にあります条件のよい優良農地、これについても最近不作付地、あるいは遊休農地化してる農地がだんだん出てきております。今後はこれらの優良農地をいかに守っていくかということが重要であると考えております。

それで、その対策なんですけども、今後はこういった地域として個人個人で各々それぞれ農地を守っていくことはちょっと限界が来てるのではないかなと考えております。それで、今後は地域として農地をどのように守っていくか、あるいは、守るべき農地を明確化しまして、それにつきまして人・農地プランの作成でありますとか、多面的機能支払交付金、中山間地域直接支払事業、あるいは、今から出てきます山村活性化支援事業等を活用しまして、地域みんなでその地域の農地を守っていくということが必要になるのではないかなと考えております。

以上です。

○神吉委員長 茅野副課長。

○茅野農業振興課副課長 それでは、私のほうからですね、農地再生応援事業の説明と目標値について説明をさせていただきます。

本事業は令和3年度まで耕作放棄地対策事業として実施しておりましたが、内容の一部と事業名称を改正し、農地再生応援事業として要綱を制定させていただきました。具体的な変更箇所としましては、1つ目としまして、補助期間の延長です。こちら5年間でございます。

2つ目として、農地として利活用する場合の対象区域を農振農用地に限定いたしました。

3つ目としまして、事業名称の変更、こちらは暗いイメージを変えたいということで事業名称を変えさせていただきました。こちらが主な変更点でございます。

また、令和4年度に対する目標値としましては、1.1ヘクタールを予定しております。

以上でございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 先、茅野さんにお聞きするんですが、今対象エリアを農振農用地に限定したというふうにおっしゃいました。局長から発生が増えているところは山間の在来田、あるいは畑地ということなんで、増えていることと補助事業のエリア、農振農用地のほうに縮小していったらと矛盾するのではないかなと思うんですが、その辺りのお考えはどうなんですか。

○神吉委員長 茅野副課長。

○茅野農業振興課副課長 守っていく農地をこれからはやはり明確にしていく必要があるのかなというふうに考えております。やはり全ての農地を守っていくというのは不可能であるためにですね、守るべき農地を明確にしまして、その方法としましては、人・農地プランや中山間地域の直接支払交付金事業の集落戦略の中でですね、集落の方と話し合いながら守るべき農地を決めつつですね、その結果を農業振興整備計画に反映していきまして、各対策をこれからも進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 守るべき農地を農用地の中に限定されてきてると。しかし、その耕作放棄地は、要は里山付近ですね、農振農用地から除外されている部分、そういう辺りで急速に進んできているというふうに思いますし、そこが農用地なんかだったら、まだほかの補助制度、メニューがあるから何とか対応できるんだけど、農用地を外れる部分っていうのはなかなか事業的なメニューがないですから、むしろ農地再生応援事業の下の耕作放棄地のリフレッシュ補助金の目的はそこにあつたんじゃないかなと思うんですね。ですから、守るところを焦点化されたことは分かるんですけど、現実に増えていっているところに対してどう対策打つんかっていうことが見えないうんですが、その考え方はどうなったんですか。もうそこはほかしてしまうんですか。

○神吉委員長 茅野副課長。

○茅野農業振興課副課長 まずですね、今回、農振農用地に限定させていただく区域っていうのが、農地として利活用する場合に対しては農振農用地に限定しますよと。林地化する場合については、これまでどおり利用させていただくことが可能でございます。

以上でございます。

○神吉委員長 次です。今井委員。追加質疑ありますか。大畑委員。

○大畑委員 分かりました。そういう説明だったら分かりました。

局長のほうにこれお尋ねするんですけど、先ほど言われた分析で、これから委員会のほうにまた資料提供いただきたいと思えますけども、今のうちに、例えばこの中学校区でA分類、B分類って出してもですね、どの辺りに耕作放棄地が増えてるのかという傾向が見えない。それから、農用地の中で農振農用地でもA分類辺りが出てきたり、B分類が出てきてる可能性があるというようなことを見るためには、もう少し細かく分けていく必要があるかと思うんですが、その調査はパトロールでできてるわけですから、委員会の中で議論できますか。小さく分けて、傾向をしっかりと見て議論を進めるということできますか。

○神吉委員長 それはどの委員会のことを言われてますか。この予算委員会ですか。

○大畑委員 常任委員会。

○神吉委員長 常任委員会ですか。常任委員会での用意ですね。

田路局長。

○田路農業委員会事務局長 本日、資料として出しておりますこの中学校区ごとの表なんですけども、これに行く前にそれぞれ各地区ごとの1筆ごとの調査表はありますので、その分析等を通して傾向とか、そういうのを今回説明させていただきました。ですから、その資料を提出することは可能でございます。

○神吉委員長 それでは常任委員会のほうでよろしくお願いします。

続いて、今井委員、お願いします。

○今井委員 続いて、57ページの山村活性化支援交付金事業であります。

これ新たな事業として非常に期待するわけです。それで、ちょっと幾つか細かい点になりますけどもお聞きします。ここにも書いてますように、米のPR動画を作っていて、とにかくブランド化とか、それで少しでも高く売っていくという取組をされると思うんですけども、そのPR動画ですね、具体的に誰が作るというようなところが考えておられるのか。

2つ目の質問も同じです。ブランド米の知名度と販路の確立というところですけども、誰が行うのかというところをお聞きします。

1つずつ聞いていきたいと思います。そのところまずお願いします。

○神吉委員長 茅野副課長。

○茅野農業振興課副課長 まず、水稻のPR動画、誰が作成するかということでございますけれども、宍粟市に業者登録のある専門の制作会社さんに委託する予定でござ

ざいます。

続きまして、ブランド米の知名度と販路の確立を誰が行うかっていうことでございますけれども、それはハリマ農協さんと連携してこの事業を取り組む予定でありまして、市とハリマ農協を中心に行う予定でございます。

以上でございます。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 そしたら、まず動画のほうは専門の方に作ってもらうということで、その予算もこのトータルの933万円の中から出すということですね。

○神吉委員長 質疑、分かりましたか。もう一度お願いします。

○今井委員 そのPR動画をね、作る専門の業者をお願いすることの予算は、この933万円の中から出すということですね。

○神吉委員長 茅野副課長。

○茅野農業振興課副課長 はい、そのとおりでございます。具体的にはですね、ハリマ農協さんと既にPR動画の作成のほうも連携して取り組む準備をしておりますね、令和3年度にですね、水稻のPR動画を一部撮影していただいている経緯がございます。そちらの制作会社さんのほうをお願いしたいなというふうに考えております。その費用につきましてはですね、こちらの山村活性化事業を充てたいと考えております。

以上でございます。

○神吉委員長今井委員。

○今井委員 分かりました。

それから、その販売については、市の職員とJAハリマとでやっていくというふうな形を今言われましたけども、これかなりね、やっぱり専門性がやっぱり必要になってくるような部分であるかと思うんで、それに関しては専門的なね、そういうのにたけた職員というか、者をJAハリマであるか市のほうであるかは別としても、そういう人をやっぱり置いていかないとなかなか進まないんじゃないかなというように思ったりするんですけども、その辺りの考えはどうでしょうか。

○神吉委員長 茅野副課長。

○茅野農業振興課副課長 先ほど販路の確立についてはですね、ハリマ農協と申し上げたんですけども、ハリマ農協につきましては、令和4年度についてはハリマ農協でございます。令和5年度、令和6年度につきましてはですね、JA兵庫西さんとも連携する可能性もございます。

また、販売戦略につきましてはですね、市とJAさんとの役割分担をしながらですね、そちらを明確にして考えていくべきなんですけれども、例えばですね、専門の知識を有するコンサルタント会社さんにもですね、その一部を委託することも含めてですね、今後考えて行きたいと考えております。

以上でございます。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 いろんな形があると思うんで、それはおいおいね、ここから詰めていったらいいと思うんですけれども、今年から始まる事業として非常に期待をしますので頑張ってもらいたいと思います。

それで、あと少し細かいところですけども、黒大豆、小豆、山椒も取り組むということですけども、まず黒大豆については、販売先はどこを考えておられますか。

○神吉委員長 茅野副課長。

○茅野農業振興課副課長 黒大豆につきましてはですね、ハリマ農協への出荷を考えております。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 では最後に、小豆と山椒、加工品開発というふうにも書いてます。これも具体的に誰がどこで何を作っていこうということを考えておられますか。

○神吉委員長 茅野副課長。

○茅野農業振興課副課長 小豆と山椒の加工品開発につきましてはですね、令和5年度より取り組む予定でございます、宍粟メイプル公社で実施を想定しております。また、そちらの販売につきましてはですね、道の駅でありますとかそちらの直売所、またはインターネット販売等も含めて今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 了解です。頑張ってもらっていきましょう。みんなですね、連携して頑張ってもらっていきましょう。

次、いってよろしいですか。

○神吉委員長 次の事業をお願いします。

○今井委員 じゃあ、次も簡単に説明してください。

66ページ、農業経営スマート化促進事業です。これも新しい事業だと思います。具体的にどのような取組を考えているのかというところで、予算が270万円ぐらいなわけですけども、この辺りの予算で何をどのようにしようかとされてるのか具体

的にお願いします。

○神吉委員長 茅野副課長。

○茅野農業振興課副課長 まずですね、具体的な取組についてお答えをさせていただきます。本事業につきましてはですね、県事業でございます。県の実施要領に基づいて法人化組織、または法人化に取り組もうとする組織に対しまして、1つ目としまして、機械導入の支援。2つ目としまして、組織運営スマート化支援としまして、経営管理や栽培管理ソフトなどの支援。3つ目としまして、法人化に必要な知見を有する人材確保の支援の3パターンの支援を行う予定の事業でございます。

そしてですね、具体的にですね、令和4年度の取組としましては、2つの経営体に対しまして農薬散布等をできる、可能となるドローンを1機ずつ購入する、そのような支援を考えております。

以上でございます。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 県の事業ということですけども、一応、例えば2つの事業を選ぶとか、そこにあっせんしていく、説明していくとかってというような話は市の職員さんがしていくという形ですね。

○神吉委員長 茅野副課長。

○茅野農業振興課副課長 県の要綱の制度上、市を通じて補助金申請をするという流れになりますので、もちろん市のほうもそこに深く関わっていくということでございます。

以上でございます。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 じゃあ、ちょっと次も関連しますんで同じように聞きます。

農業機械導入事業ですね、これも新規事業のようですけども、どのような取組を考えているのかお願いします。

○神吉委員長 茅野副課長。

○茅野農業振興課副課長 こちらの事業はですね、今度は宍粟市単独の事業でございます。農業機械導入の経費の補助としまして補助率を3分の1、そしてスマート農業機械については上限額を200万円、在来の機械につきましては上限額を100万円を設定しまして行う事業でございます。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員　ということは、予算が300万ということなんで、どのように呼びかけて、どのように選考していくとかいうような辺りはどうなんでしょうか。

○神吉委員長　茅野副課長。

○茅野農業振興課副課長　周知の方法なんですけれども、農会長会でありますとか県の農林事務所普及センター、JAさんとかで構成しております、毎月開催しておるんですけども、3者連絡会議というのがございます。そちらでの情報共有でありますとか、市のホームページでありますとか、農業用の補助金の一覧の冊子があるんですけども、そういうようなものにも掲載して、周知を呼びかけていこうと思っております。

またですね、人・農地プランや中山間事業の集落戦略の説明会、出前講座などでですね、利用して説明をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○神吉委員長　それでは次の事業です。津田委員、お願いします。

○津田委員　主要施策の59ページの森林の恩恵と森林保全活動の啓発リーフレット作成事業についてです。このリーフレット作成して配布して、市として何をしようとしているのか。目的一応書かれてますけど、これは手段であって目的が具体的にどういうふうな目的を定めて進めようとしてるのか、その辺をお聞かせください。

○神吉委員長　中村次長。

○中村次長兼森林環境課長　そしたら質問にお答えします。

これまで宍粟市は森林のまちとしてなかなかPRができておりませんでしたので、この豊かな森林がございますが、そういった恩恵、それから、あと森林整備によります二酸化炭素の削減、そういったものに向けた取組を記載した啓発リーフレットを作成しまして、市内外の企業の方や個人の方、そういったところに広く発信することで市内森林での植樹体験、あるいは森林セラピー体験、そういったもので交流人口を増やしていくと。それから、宍粟材の利用拡大にもつなげていくと。さらに、もっと言えば、市の取組に御賛同いただいた方のふるさと納税などにつなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長　津田委員。

○津田委員　これは例えば子ども向けのものじゃなくても、あくまでも一般の個人であったり企業向けのものを作成していくってということですか。

○神吉委員長　中村次長。

○中村次長兼森林環境課長 1つは企業向けというものでパンフレットを考えております。それから、個人につきましては、広く老若男女問わず御理解いただけるような個人向けのリーフレットを考えております。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 ちょっと1点、じゃあ、この企業向けの分に関しては、例えばそれを、パンフレットを配って見てもらうことによって、宍粟市に来てもらえるような内容の中身になるっていうことでよろしいんですか。

○神吉委員長 中村次長。

○中村次長兼森林環境課長 そのとおりでございます。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 そのリーフレットを配った後の産業部としての関わりですよね、そこに対してどういう企業さんが関心を持ってもらって、そこの呼び込みはもう、これ姫路ヴィクトリーナさんが配布するって形になってますけども、配った後ですね、その後に関してどういうふうにフォローアップとか、そういったのは産業部としてどういうふうに考えられていくのかなど。

○神吉委員長中村次長。

○中村次長兼森林環境課長 その件につきましては、今後の検討課題ともなりますけども、今、姫路ヴィクトリーナと関わっております市長公室、そちらと連携しまして、全庁的な取組として今後考えていきたいというふうに考えております。

○神吉委員長 次の事業へ、これも津田委員、お願いします。

○津田委員 続きましては、61ページの森林整備推進事業です。今回、もうかる林業の実現のための事業の一部であると思うんですけども、実際、この記載の目標値、間伐3万3,634ヘクタールっていうのを掲げられて、年間で600ヘクタールを目標にされてるわけですけども、この目標達成でどのような結果が見込めると考えて事業を進められていくのか、その辺をお願いします。

○神吉委員長 中村次長。

○中村次長兼森林環境課長 まず、もうかる林業の実現という面では、住宅建材などの用材、あるいは木質バイオマスの未利用材、そういった双方の需要の高まりを受けております。そうした中で、安定した宍粟材の供給につながるというふうに考えております。

それから、ちょっと別の視点なんですけど、森林保全の面では公益的機能の発揮さ

れる、そういった健全な森林に寄与されることで二酸化炭素の吸収量を高めると、それから、あと安定した清流を下流域のほうに供給すると、そのほかにも、例えば山地災害の防止、そういった公益的機能な部分についても寄与するものと考えております。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 ということは、こういう整備を通して今後のカーボンニュートラルに向けて、市としてそういったものを売り込んでいくって考えで、今後この事業を進めていくっていう考えでよろしいんですかね。

○神吉委員長 中村次長。

○中村次長兼森林環境課長 そういった公益的機能によるカーボンニュートラル、そういった部分では確かに今後また考えていきたいというふうに思っております。

○神吉委員長 それでは、次は大畑委員、お願いします。

○大畑委員 主要施策の67と予算書の108ページ、関連がありますので合わせて質疑したいと思います。

主要施策のほうでは、林業の担い手確保事業ということで挙がっております。この中に林業の担い手確保事業として新規の事業体を育成するものと、それから、従来からの担い手の育成という事業とが混在するんだらうと思うんですが、この予算書の108ページで、それぞれの事業ごとに少し説明をいただきたいのと、この事業によってですね、どれだけの効果を見込んでおられるのか。この間の実績も含めてどれだけの担い手が確保できたりしていったのかということとか、そういう担い手の数字的なども少し、担い手の確保のですね、実績とかこれからの効果、そういう辺りも教えてください。

○神吉委員長 中村次長。

○中村次長兼森林環境課長 まず、ちょっと予算書のほうで御説明をさせていただきます。

委員おっしゃりますように、この担い手確保事業につきましては、既存事業体向けの施策、それから、新規事業体向け施策というふうなことで今制度を確立しております。その中で、まず新規事業体の育成支援事業につきましては、来年度予算としまして1,600万円。これにつきましては、起業から5年の新規事業体様向けの制度でございます。

それから、もう一つ、林業担い手育成対策事業補助金につきましては、今、令和

4年度で176万円計上しておりますが、これは既存事業体、5年を超した既存事業体向けの施策というふうになっております。

これらの実績でございますが、まず、林業担い手育成対策事業につきましては、令和元年度実績としまして4社で11名の方の雇用支援をしております。令和2年度につきましては、5社で8名の方の雇用支援につなげております。

それから、新規事業体育成支援事業につきましては、令和元年度実績で4社で14名の方の雇用経費に支援しております。それから、令和2年度につきましては、3社で9名の方の雇用支援というふうな実績でございます。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 そうしますと、今年度、令和4年度について、新規事業体の対象団体と雇用の目標、ちょっと教えていただけますか。

○神吉委員長 中村次長。

○中村次長兼森林環境課長 まず、新規事業体の育成支援事業のほうですけども、令和4年度で4社を見込んでおります。雇用人数としましては12名の方で計上しております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 それで、新規事業体4社で12名、森林整備の考え方も、それから林業事業体を育成する考え方も、どっちかっていうと経営計画を立てて、いわゆる集約的な林業、大規模林業という視点で事業体の育成をされてると思うんですが、機械とかそういうものにも補助されてると思うんですが、そういうことも当然必要やと思うんですが、もう一方ではですね、そういう森林計画を立てられない部分とかの森林もたくさんあるかと思うんですね。ほかのまちでやってる小規模分散型の林業ということで自伐林業家を育てていくという、そういうことで雇用につなげると、そういう取組がちょっと当市の場合、手薄なんじゃないかなというふうに思いますが、その自伐林業という形で、小規模のもので少しもっと雇用を増やしていくんだという考え方はございませんでしょうか。

○神吉委員長 中村次長。

○中村次長兼森林環境課長 まず、今、大畑委員がおっしゃりました経営計画の立てられないところの部分ですね、私どものほうでは今、森林整備促進事業という補助メニューがございまして、経営計画を立てられないところの作業についても50%を補助するというような、そういう制度もございます。

それから、あと、それ以外にも例えば条件不利地の間伐推進事業、そういったものでいわゆる切捨て間伐への補助といったものも制度はございますので、まず、そういう経営計画を立てられない部分につきましても、私どものほうでは森林整備のほうを進めるような施策を打っているところでございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 それは知ってるんですけども、もう少し小規模で、切捨てじゃなくてですね、搬出しながら用材なりいろいろなものに加工していく、要するに、小規模でなりわいになるような林業形態を支援していくという、そういう考え方はございませんかということです。

○神吉委員長 中村次長。

○中村次長兼森林環境課長 今後ですね、恐らく前の森林で生き生き事業のような、例えばそういったもう少し小規模の林地残材とか、そういったものも含めて小規模な林業につながるものでも制度設計をするという意味で解釈さしてもらったらよろしいでしょうか。

○神吉委員長 事業と違うので、大畑委員、質疑にしてください。

○大畑委員 事業はそうなんですけどね、新規事業体というふうに考えておられるのが大きすぎるんですね。もう少し小さな規模のものまで対象に、この事業でならないのかという質問をしております。

○神吉委員長 その答弁をお願いします。橋本副課長。

○橋本森林環境課副課長 すいません、失礼します。それでは、先ほどの御質問なんですけれども、担い手育成の中に、おっしゃるとおり宍粟市については大規模な森林が多い中で、施業型の大きい事業体を育ててるのは間違いありません。しかしながら、その支援の中に新規事業体、もし自伐林業の方がおられましたら、例えば小さいながらも山林所有者の委託契約の中で搬出間伐を行ったり、切捨て間伐を行ったりしてくださる方がいらっしゃるかと思います。その分につきましては全て、森林の従事していただくことが条件になるんですけれども、森林の担い手育成とか、林業機械、新規林業事業体の中で支援することは可能ではございます。視野には入れております。

○神吉委員長 よろしいか。

○大畑委員 今年度の予算にはないけども、可能性はあるというふうに解釈させてもらったらいいですね。

○神吉委員長 橋本副課長。

○橋本森林環境課副課長 今年度の予算には置いてないんですけれども、例えばそういう事業体から新規の御相談があった場合につきましては、環境譲与税を充当しておりますので、補正なりで余剰金の中から補正を行いまして、もし通るようであれば支援をしていきたいなというふうに考えております。

○神吉委員長 それでは、次の事業、きて一なですね。八木委員。

○八木委員 それではね、私のほうからは67ページの下の段のきて一な宍粟運営事業について伺います。

現在、姫路のほうで民間事業者による運営をされてるんですけども、それはどのような形態でされているのか。また、令和6年度で一応期限が切れるということで、今の状態はなかなかの厳しい状態だということは聞いてるんですけども、それ以降どうされるのかということをお伺いいたします。

○神吉委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 現在、姫路のほうで、イーグレひめじの建物の中できて一な宍粟ということで民間事業者による運営を行っておりますけども、委託販売を中心に宍粟の野菜を買っていただいて、その販売を通じて宍粟市の知名度を上げていく、そういったところで事業を展開しております。

ただ、委員おっしゃられましたように、なかなかコロナのこともあって客足もなかなか伸びないこともありまして、売上も大変苦戦はしるところですが、このきて一な宍粟につきましては、観光PRによる交流人口の増加という設置当初の目的から、一定の整理の下で農産物の直売所としての位置づけに変更してきた経緯もございます。そうした中で、観光の担当課としましては、令和6年度を一定のめどとして在り方を考えていきたいというようなことを考えております。

この民間事業者の運営、大変厳しい中ですが、この令和6年度以降につきましては、公費の投入をして施設を存続するという考えではなしに、委託販売の在り方でずとか、現状の場所での家賃、その辺りの交渉も含めながら今後、公から離れて民間だけの事業でやっていただけるかどうかいうところを慎重に調査・研究を進めていきたいと、このように考えております。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 はい、分かりました。そうすると、6年度以降、向こうの委託業者さんらとまた交渉はされると思うんですけども、その場合、市としてはまだちょっと先の話なんですけども、公費を少しでも投入されるのかどうかいうのをちょっとお伺いいたします。

○神吉委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 令和6年度以降につきましては、先ほども申しましたように公費の投入は行わずに民間で独立採算でやっていただく、このことを見据えて令和4年度、5年度、まだ契約をしていきますので、その中で6年度以降のことを見据えて、今後調整を進めたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 それでは、あと4年度、5年度とまだありますので、何とか向こうの人ができるようなことを考えてもらって、やっぱり宍粟のPRもしてもらわないといけないので、何とか市のほうもよろしく願いいたします。

○神吉委員長 それでは、次の事業へ移ります。大畑委員。

○大畑委員 それでは、主要施策67ページの宍粟材の利用拡大支援事業についてお伺いします。

先ほど津田委員の森林整備のところでも話が出ておりましたが、中村次長のほうからは用材の確保あるいはバイオマスという話がありましたが、用材のほうですね、この宍粟材の利用拡大というのは、そういう用材の普及啓発とか目的があるんだろうと思うんですが、この主要施策のところ、そういう啓発と同時に実証研究ということも書いてございますので、これによってどういう目的で事業されていくんかということと、今年度、この予算で何をされようとしてるんかということをお伺いしたいんです。

まず、山で木を間伐してCO₂を吸収して、その木材で家を建てていくことによって炭素を固定するというところで、非常にカーボンニュートラルの理想的な姿に近づいていくんだろうと思うんですが、そのためにも宍粟材が、利用がどんどん拡大して行って、木材建築が普及しないことには駄目なんで、それをどのように考えておられるのかということをお伺いしたいのと、3つ目には、その1つの仕掛けとして東京都港区との協定がモデルとしてあるかと思いますが、それが今どうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。その3点、お願いいたします。

○神吉委員長 中村次長。

○中村次長兼森林環境課長 まず1点目の御質問についてですが、この事業の目的なんですけども、先ほど大畑委員がおっしゃいましたように、宍粟材の実証研究も含めまして、宍粟材または宍粟材を活用した製品の普及啓発を行いまして、利活用の推進を図ることを目的にしております。特に数値目標につきましては、やはり

宍粟市のことをより広く知っていただくことを目的としておりますので、そこにつきましては定めておりません。

それから、2点目のCO₂の吸収と建築による炭素の固定につながっているのかの御質問についてなんですけども、これにつきましては、森林整備に伴いまして、搬出されました材ですね、それがCO₂の吸収効果があると、まずそういったこと。それから、使われた木材につきましては、樹種や使用材積などによりましてCO₂の固定量を算出しますので、この事業によりまして住宅建材などの活用というものにつながっていけばCO₂の固定量も増えると、そういった面で宍粟市としては何とかこういう普及啓発を図っていきたいというふうに考えております。

それから、3点目の御質問なんですけども、港区との協定につきましては、平成24年2月8日に締結しておるんですが、今現在継続して提携をしておるという状況でございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 その目的はよく分かるんですが、具体的に数値目標持たないとですね、やっぱり検証していけないと思うので、目標をしっかりとっていただきたいと思えます。

実証研究ということなんですけども、具体的にどういうことをされてるんかというのを再度伺いしたいと思えます。

それから、港区との継続なんですけども、実績がありましたちょっとお答えいただきたいと思えます。

○神吉委員長 中村次長。

○中村次長兼森林環境課長 まず、実証研究についてですが、まず宍粟市の杉材、こういったものが住宅用の梁材としてですね、強度がもしあれば、例えば米松で今まで住宅用の材は使われておったんですが、宍粟の杉でも強度が一定確保できれば、そういったものに使えるというふうなことで、そういった実証をしておるところもありますし、それから、早成樹の活用という部分で、今後またそういった宍粟市に合った早成樹というものがどうなのか、そういったものの実証研究にも今後検討していけたらなというふうには考えております。

それから、港区との実績についてでございますが、ちょっとこの2年ほどはコロナ禍でなかなかイベント等にも参加はできておりませんでしたので、ちょっと市の登録事業者さんのほうでも活動がされておりましたが、令和元年度までは東京のウッドコレクション、木コレですね、そういったものに展示していただいたり、

あるいは、ほかのイベントなんかでもいろいろ活動されまして、それで一定の取引があったというふうには聞いております。

以上です。

○神吉委員長 関連ですか、簡潔にお願いします。津田委員。

○津田委員 関連なんですけど、先ほど港区との協定の中で、実績の部分で、これ実際どれぐらいの突粟材が外へ出てるっていうのは、市としては全く把握してない状況なんですか。

○神吉委員長 中村次長。

○中村次長兼森林環境課長 大変残念なんですけど、そこの把握はできてないという状況でございます。

○神吉委員長 それでは、続いて津田委員、お願いします。

○津田委員 続きまして、主要施策の63ページの産業立地促進事業についてです。

この事業目的の一番は雇用の創出ではないのかと考えておるんですけども、雇用の拡大が目標にならずですね、今誘致件数が目標なのがなぜなのかというところと、まず、まだ単年で雇用増の目標は見えにくいんですけども、数年スパンでの目標設定をされているのか、その辺りをお聞かせください。

○神吉委員長 岸元副課長。

○岸元商工観光課副課長 失礼します。まず、1点目の誘致件数が目標なのはどうかという御質問ですが、産業立地促進事業の目的につきましては、例えばですね、産業の振興としまして新規企業の立地、また増築や転出を防ぐこと、いわゆる経済効果のことを目指す目的とですね、それと雇用拡大の2つというふうに目標設定はなっております。そのため、産業振興を図ることは雇用人数だけでは図れぬ単位ということで、ここでは誘致件数としているところになります。

また、雇用増の目標設定をしているのかという御質問ですが、総合計画のほうでは定めておるんですけども、ここの産業立地促進事業だけにおいていますと、何名の雇用といった指数は設けておりません。ただし、雇用拡大を目指し、助成要件の1つとしまして投下額のところと一緒に雇用人数を5人以上や3人以上というところで定めているところになってます。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 今、人口減少対策に向けてですね、やはり市として取り組まないといけない部分で、やはり仕事がない、雇用の場を作っていないといけないという部分はすごいあると思うんですけど、そこに向けての事業ではないという考えなんです

か、今のところ。今の答弁聞いてると、いわゆる経済的な部分を考えてるっていう、雇用の部分は両立させないといけないんですけど、その部分の目標値は今現在ではないっていうことなんですか。

○神吉委員長 岸元副課長。

○岸元商工観光課副課長 産業立地につきましては、先ほども申しましたが、新規立地事業の拡大とかいう形で産業の振興といった面を思っております。そういったところから雇用だけに限らず目標設定をしておりますして、雇用の増の部分につきましては、わくステの職業紹介とかといったところと抱き合わせまして雇用の拡大を図っていきたいというふうに考えております。

○神吉委員長 続いて、津田委員、就職・就労活動です。

○津田委員 続きまして、主要施策の64ページ、先ほどのところと少しつながるんですけど、就職・就労活動支援事業についてです。

市内での雇用機会の拡大に向けて、新卒者等の市内、地域内の就労の目標設定とかいうのがされているのでしょうか。

○神吉委員長 岸元副課長。

○岸元商工観光課副課長 御質問のありました新卒者等の地域内就労の目標は設定されていないのかということにつきましては、まず、新卒者に限定した目標設定というのは、現在は持ち合わせておりません。といいますのが、新卒採用を毎年採用してる事業所よりも中途採用が多いという市内の状況でして、年度によって数値にばらつきや見込みも不透明な要素が多すぎるため、目標設定の指標とすることは難しいというふうに考えております。そのため、就職・就労活動支援事業におきましては、無料職業紹介業務における就職者実数を指標に設定してる所です。

以上です。

○神吉委員長 続いて、大畑委員。

○大畑委員 予算書の53ページ、環境政策のことをちょっとお伺いしたいんですが、昨年から環境部門、特に今カーボンニュートラル含めて環境政策の部分が産業部のほうに移管をされていますので、今年度予算非常に期待をしておったんですが、この環境政策費のところぐらいかし見当たらないんですけども、今年度どういう事業展開をされるのか、ここをお聞きいたします。

○神吉委員長 中村次長。

○中村次長兼森林環境課長 令和4年度の事業展開につきましては、再生可能エネルギーの導入促進、それから省エネルギーの推進で、あと森林の公益的機能の維持増

進、こういった3つの視点で考えております。具体的には、特に産業部としまして宍粟市内には豊富な水、森林資源がございますので、小水力発電でありますとか、あるいは、木質バイオマス発電、そういったものなどによります化石燃料の利用削減、それから、庁舎駐車場の太陽光による照明設備の設置、さらに言いますと、間伐などの森林整備によります二酸化炭素の吸収量を高める、そういった施策がこのカーボンニュートラルに向けた取組であるというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 ということは、ここの環境政策費としてはもうほとんどないんですけど、担当のところはね。どっちかというとも市民生活部のほうがここに半分ぐらい入りますからないんですけども、今おっしゃったように、林業関係とか、そちらのほうに全部シフトして、そこで政策展開をやっていく、環境施策を展開するという考え方で、そこは分かるんですが、小水力のことと、それから森林吸収とか、そういうことで脱酸素に向けてやるっていうのは分かるんですが、再生可能エネルギーの事業促進がもう補助金だけなんです、これがずっとね。ですから、補助金を使う、補助金を利用する方のところでしか進まないということなんで、まち全体でそういう再生可能エネルギーを生み出して、それを地域で使っていくみたいな、そういう仕かけはですね、全く考えられていないのか。

環境基本計画も作っていかれるんですから、そういうものの事業展開が今年どうなんかなというふうにもちょっと期待をしておったんですけども、余り予算的に見れないので、今言いましたようなことについてはどのように考えて今後いかれるのでしょうか。

○神吉委員長 中村次長。

○中村次長兼森林環境課長 確かに委員おっしゃいますように、来年度の予算としましては300万円程度のものなんでございますが、今いわゆる小水力発電、そういったものを事業展開する中で、今後、例えばほかの地域にも普及啓発することによってより一層そういった豊富な水資源を活用していただけるような、そういった地域での取組というものの促進、それから、あと、今薪ストーブやペレットストーブといった、そういった代替エネルギーへの支援等、そういったものもしておりますので、そういった例えば市民の方が小さいながらもそういった意識づけをしていただくことで、今後またそういった補助金、補助制度ですね、活用のほうにつながればというふうには考えております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。期待しておるわけですが、1点ですね、市民の方にもそういう取組をどんどん普及していかないけないんですが、これまで行政が率先してやろうということでペレットストーブいろんなところに置いたり、それから薪ボイラーとかペレットボイラーとか、薪ボイラーのほうがいいかな、そういうものを各温泉施設とかに導入していくという施策をやっていたんですけども、なかなかそれが活用されてないんですね。そういうものも施策としてしっかりしていくようなことも今後検討いただきたいということをおもうんですが、その辺のお考えはどうですか。

○神吉委員長 中村次長。

○中村次長兼森林環境課長 確かに大畑委員おっしゃるとおり、そのとおりやと思いますので、今後はやっぱり公共関連施設でのペレットストーブですね、そういったものの普及啓発のほうにも努めてまいりたいと考えております。

○神吉委員長 それでは、八木委員、お願いします。

○八木委員 それでは、私もほんま同じような意見なんですけども、66ページの一番下の段の再生可能エネルギー利用促進事業についてなんですけども、2050年カーボンニュートラルに向けてと言われてはいますが、なぜこの時期で予算が減っているのか。また、部局資料でのこの事業が地球温暖化対策となっているが、カーボンニュートラルに向けた施策は補助事業のみなのか。これでどれだけの成果が見込んでいるのか、ちょっとお伺いいたします。

○神吉委員長 中村次長。

○中村次長兼森林環境課長 まず、予算が減ったことについてでございますが、現在、実施中であります小水力発電事業以外に、来年度実施可能な事業地が今のところないことが理由で減額となっております。

それから、あと2点目のこれまでの成果のほうなんですけども、あくまでこの事業につきましては、カーボンニュートラルに向けた取組の一部と考えておまして、化石燃料の利用削減を市民の方に意識づけしたいというところと、それから、再生可能エネルギー機器導入によります環境保全や地域経済の活性化を目的に実施しているというところでございます。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 先ほども大畑委員が言われたんですけども、小水力の発電をするとこ

が今回はないということだったんですけども、ペレットストーブなんかの市民の購入とか、あと、企業さんとかの購入ってというのは今どういう感じなんですか。増えてるんでしょうか、それとも、そんなに需要がないのでしょうか。

○神吉委員長 大丈夫ですか、資料をお持ちですか、部局違うんで。大丈夫ですか。中村次長。

○中村次長兼森林環境課長 まず、ペレットストーブ、薪ストーブのほうなんですけども、ここ数年、令和2年度比でほぼ横ばいの、薪ストーブにつきましては7件、それから、ペレットストーブにつきましても2件というところで、若干増えてるというところがございます。

○神吉委員長 それでは同じところで、林委員。

○林委員 小水力発電、今年度はね、何かちょっと部品が不足しとるとか何かいうことで、事業が遅れとるようなんですけども、なかなか今まで計画して進んでないんですけども、小水力発電の導入促進事業、その現在の進捗状況についてお伺いいたします。

○神吉委員長 中村次長。

○中村次長兼森林環境課長 委員おっしゃいますように、今現在、特に管路の部分の材料調達が遅れておりまして、今現在のところ工事のほうはまだやっております。いよいよ来週から管路工事のほうに着手するというふうに聞いております。

今後につきましては、今年の9月の本格稼働に向けまして、地域主体となって取り組む予定としております。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 今現在進行中の部分除いてね、予定とか計画とかはないんですか。

○神吉委員長 中村次長。

○中村次長兼森林環境課長 管路につきましては来週からなんですけど、今度取水施設につきましては、ちょうど取水口のコアンダっていうものが調達できる予定ですので、今後、コアンダというものが到着次第、取水施設のほうにも着手する予定でございます。

それから、あと一番肝心の発電設備につきましては、また今年の夏頃に入荷予定となっておりますので、それからまた水車のほうの設置のほうもしていくというふうな予定でございます。

○神吉委員長 樽本部長。

○樽本産業部長 今、千種のほうで1件進めておりますが、それ以外のところにつきましては、今まで御相談伺ってるところもあります。そういったところを中心に再度今後の取組についても推進していきたいというふうに思っております。

○神吉委員長 審査の途中ですが、ここで休憩をします。10時40分まで休憩します。
暫時休憩。

午前10時25分休憩

午前10時40分再開

○神吉委員長 休憩を解き、会議を再開します。

次の事業へ移ります。

ポストコロナ支援事業は、津田委員、お願いします。

○津田委員 それでは、主要施策68ページのポストコロナ支援事業・ポストコロナサポート支援事業についてです。

この事業の事業所独自の前向きな取組を支援するとは、何を指して、何を基準として判断するのか。成果を見込むのではなく、姿勢に対して支援を行おうとしているのかがまず1点目です。

2点目に、補助事業ではありますが、どのようにこれ周知して市内事業者に広報しようとしているのか。その2点お願いします。

○神吉委員長 岸元副課長。

○岸元商工観光課副課長 御質問のありましたポストコロナの支援事業についてお答えいたします。

まず1点目としまして、前向きな取組とはどういったものか。また、成果よりも取り組む姿勢に対して支援するものなのかという御質問ですが、申請者にはポストコロナを踏まえた事業計画書の提出を必須とさせていただきます。この事業計画書におきましては、事業者の経営方針と目標、販路開拓、業務効率化などの取組を内容として示していただきまして、その内容を国の認定機関であります商工会の承認を得まして申請書を提出していただきます。

本事業はコロナの臨時交付金の充当事業でありまして、ポストコロナの成果へ向けた取組、成果と合わせまして、本事業で新たな事業の展開の足がかりとなるような姿勢の部分も含めて支援していきたいというふうに考えております。

次に、2点目の周知方法についての御質問ですが、これまでもコロナの支援事業というのは数件実施してきたわけですが、見込んだものよりも成果、結果が件数と

して出なかったものがあります。ですので、PRには工夫が必要というふうに考えておきまして、本事業につきましては、ホームページでコロナ支援策として広く周知します。また、事業内容を検討する上で、宍粟市の商工会でも協議を幾度と重ねてまいりましたので、周知にも協力していただくことで了解を得ております。

商工会のほうでは、3か月に1回の商工会報や会員向け案内文書を発送する際には、本事業のチラシを同封していただくことや、今年度からできておりますLINE、また個別訪問の際には紹介していただくことなどを協力していただきながら予定をしております。さらに、コロナの支援策につきましては、商工会、にしんさんとの3者連携の枠を活用しまして、現在の情勢の把握や意見聴取をして、政策立案という形で進めておりますので、今後も金融機関の皆様からの情報提供を事業者の方へ伝えていただくといった点も協力を求めながら実施していきたいというふうに考えております。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 分かりました。

実際、国のこういう支援事業ってたくさんあるんですけど、なかなか地方に落とし込みができてないという、それものすごい課題だなと私も捉えてるんです。なかなかコロナの利用者が使えてないという現状も先ほど答弁はありましたけども、是非ですね、その辺り行政としてどういうふうな関わり方をしてですね、これ周知していくのか、その辺りを是非この4年度、しっかり心がけてですね、事業を進めていただければなと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。垣口委員、お願いします。

○垣口副委員長 それでは、楓香荘跡地整備事業で、資料いただいている分も含めてちょっと質問させていただきます。

解体工事後、観光公園内に喫茶軽食を提供するような予定があるようですが、それは必要であるのか。例えばの話ですけども、近くに道の駅はががあたりしますし、そういうものをたくさん作って共倒れするようなことはないのかなっていうちょっと懸念もあります。それと、出店者いますか、経営される、運営される方から家賃をいただけるのか、その辺り簡潔にお答えいただければと思います。

○神吉委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 喫茶軽食を提供する必要性のところですけども、この楓香荘の閉館した以降につきましても、原不動滝を訪れる観光客の方はたくさん依然として

多い状況でありまして、また、直下の八丈川につきましては、河川沿いに遊歩道も整備されている中で、原不動滝から八丈川も含めた観光公園というようなことで整備を計画しておりますけれども、整備後の公園に来ていただいた来場者の方が一息ついて、できるだけ滞留時間を長く取っていただける、くつろいでいただけるような公園施設となるように喫茶軽食の提供は必要と考えております。

また、出店者から家賃をもらうのかというようなどころについてですが、この施設につきましては、施設運営については指定管理を想定しております。

以上です。

○神吉委員長 続きまして、しそ森林王国観光協会事業は、津田委員です。お願いします。

○津田委員 それでは、主要施策68ページのしそ森林王国観光協会支援事業についてです。

まず1点目、このサイクルツーリズムの振興事業はどのようなことを計画しているのか。観光プラットフォーム推進事業の増額理由は。

2点目に請求資料9ページの女王設置事業は継続するのか。観光プロモーション事業の増額理由は。観光プラットフォーム推進の増額理由。あと、請求資料1ページのアンケート結果から市北部への回遊の需要が見込めるのか、その辺りをお願いします。

○神吉委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 まずサイクルツーリズム振興事業の計画内容についてですが、現在、市内の観光施設に20台配備しております電動アシスト付きのマウンテンバイクのEバイクですけれども、こちらを現在の20台から、15台をさらに追加して、レンタルサイクルの拡充を図るものでございます。このコロナ禍において、アウトドアの観光に関心が高まってきている中で、令和3年度においてはジャパンエコトラックのエリアにも登録してマップづくり、また、9つのサイクルルートの設定もしております。令和4年度以降は、受入れの環境の更なる整備を図るということで、関係人口や交流人口の増大に努めていきたいと考えております。

また、このEバイクにつきましては、レンタルサイクルとしての利用だけでなく、森林セラピーの体験と組み合わせたセラピーバイクということで、新たなセラピーのメニューも構築しておりますので、そういったところにも活用していきたいと考えております。

次に、観光プラットフォーム推進事業の増額理由についてですが、この点につき

ましては、現在、森林王国観光協会のスタッフにつきましては、常務理事を含む6名の職員体制でこの観光推進の業務に当たっていただいておりますが、多種多様な事業実施に追われる状況で、なかなかしっかりデスクワークするような状況がないというような現状がございます。そういったところも踏まえまして、今後、観光プラットフォームの取組を集中して進めるための専任職員の配置費用として増額計上しております。

次に、女王設置事業の継続、こちらについてですが、森林女王の設置事業につきましては、この現在のジェンダーレスの時代においてはなかなか女王の名称がそぐわないという理由で、森林王国女王の名称変更についての職員提案がございました。このような背景も踏まえて、これらの森林女王の当初の目的ですとか、そういったところを整理する中で、今後は名称を宍粟ブランドアンバサダーということで変更しまして、性別を問わずに2名募集することにしております。

この募集につきましては、本日募集が締切りとなりまして、現状のところは6名の応募があると聞いております。この後、審査をして2名の方をお願いしていくというような、そんな流れになっております。

続いて、観光プロモーション事業の増額理由についてですが、例年780万円程度の事業費を措置してきておりますが、令和3年度についてはコロナ禍によって各種イベントの実施開催が見合せになるような動きもありましたので、令和3年の当初予算では例年よりも100万円の減額を計上してございましたが、令和4年度につきましては、ワクチン接種などが進んでいる状況も踏まえまして、例年どおりの780万円の予算を措置しておるものでございます。

それから最後に、アンケート結果から市北部への回遊の需要が見えるかということですが、この当該アンケートにつきましては、令和2年の最上山公園もみじ山来場者を対象とした調査結果でありまして、姫路市を中心とした近隣市町からの来場が多くありまして、もみじ山の後はどこへ行くのかという問いに対しましては、市内観光との回答が27%ありました。その中で、市内観光を引き続いて行っていた方のうち、原不動滝や各道の駅など、北部を目的地とする回答が半数を占めておりますので、北部への回遊の需要は一定あるものと見ております。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 まず、そしたら1点ずつ確認さしてもらいます。

今回、Eバイクを15台増やすという話だったんですけど、委員会でもちょっと先

般話し合ったんですけど、冬場にですね、利用に関しては今止まっている、施設のですね、利用が見込めないところで今設置してますんで、その冬場の利用の部分に関してはどういうふうに令和4年度は検討されてるんでしょうか。

○神吉委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 冬場の利用のところですが、配置する場所につきましては、くるみの里ですとかフォレストステーション、こちらのほうは冬場全く利用ができないことが想定されますが、国見の森ですとか南部のほうに位置するところでは、何とか活用を図っていききたいというところ。また、ジャパンエコトラックのルートマップの中でも西播磨を周遊するコースですとか、宍粟市の南部のほうでもコース設定がありますので、そういった走行可能なところにEバイクを使ってもらってサイクリングを楽しんでいただく、そんなことも考えていきたいと考えております。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 ということは、もうこのフォレストであつたりくるみの里に置いてる部分に関しては、冬場利用見込めないまま、そのまま置いておくのか、例えばそれ移動さして使うようにするのか、その辺は全く今、検討はまだされてないんですか。

○神吉委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 冬場の需要のところもまだ確認が取れておりませんので、基本は今配備しておる施設で保管いただいて、需要が高まるようでしたら、また施設間の移動というところも考える必要があるかなとは考えております。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 是非、そこをですね、15台増設っていっても冬止まってる自転車があるのに、またそれ追加で買うっていうんであればですね、すごい費用対効果の部分、気になる部分ありますんで、是非冬場の利用、そこは検討してもらいたいなと思う部分が1点ありますんで、また是非よろしくお願いします。

あと、北部のアンケートのほうでですね、やはりSNSやホームページ見て来場された方が非常に多かったっていう回答、7割ぐらいがそれを見てと、ガイドブックとかではなくてですね、そういう部分で来場されてる、もみじ山に来られてる方が非常に多いというアンケート結果だったんですけども、そこに対して観光協会として、市としても関わっていかないといけない部分はあると思うんですけど、そこへ向けての取組とか何かあるんですか、4年度に。

○神吉委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 情報発信のところ、特に令和4年度でここをこう取り組むと

いう明確なものはございませんけども、従来どおり観光協会のほうでもSNSの発信等もしていただいておりますので、そういったところを継続的に発信するということを考えていきたいと思えます。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 せっかく採ったアンケートの結果を基にですね、それでもプロモーション事業なんかの増額なのかなってちょっと思ってたんですけども、そうではないってことなんですね。

○神吉委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 プロモーション事業の増額理由は、コロナ禍によるイベントの開催の多寡というようなところで少し説明はしましたが、中身としましては従前のもの、同じことをやるというんではなしに、例えばホームページの改修であったりとか、そういったところも改修もしつつ、手を入れつつ情報発信に努めていきたいと考えております。

○神吉委員長 関連、簡潔にお願いします。垣口委員。

○垣口副委員長 先ほどブランドアンバサダーの件、応募もあった言われてましたけど、2名、これは男性と女性とかいうような選定をされるんでしょうか。当然、実栗市の顔としてPRしていただける2名に当たられてると思うんですけど、その辺りだけちょっと簡潔にお願いします。

○神吉委員長 申請が男女どうかってということも含めて教えてください。藤原課長。

○藤原商工観光課長 女王の名称変更というそもそもがジェンダーレスへの配慮ということになっておりますので、2名につきましては性別を問わずに募集しております。

○神吉委員長 垣口委員。

○垣口副委員長 応募のほうはどうなってますか。

○神吉委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 応募のほうは男性の方と女性の方両方おられるということで、内訳の人数はちょっと今持ち合わせておりませんので。

○神吉委員長 続いて同じところで、大畑委員。

○大畑委員 しそう森林王国観光協会の支援事業ですね。ちょっと法的なことから含めて伺いますが、しそう森林王国観光協会は公益財団法人でございしますが、公益財団法人と認められるためには公益目的事業というのが定められております。この委員会資料9ページの中で、全てが公益目的事業なのかどうか、それを伺います。

それから、定款を見せていただきましたが、しそ森林王国の定款の中に観光協会が含まれていない。これはなぜなのかお伺いをいたします。

それから、観光協会の補助金3,929万5,000円、これはどういう補助金の内容なのか、事業の内容ではなくどのように限度額を設けてるとか、補助対象経費をどう考えてるとかということをお伺いします。昨年より1,000万円増えておりますので、その辺の補助金としての考え方を伺いますと同時に、これの公益的な目的とは何なんでしょうか、お伺いいたします。

○神吉委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 まず、資料請求9ページの一覧表での公益目的事業のところですが、9ページ御覧いただきますと、まず上段の委託料の部分ですけれども、宍粟50名山、セラピーと2事業ありますけれども、こちらは公益目的となっております。

また、その下の負担金のところで4事業掲載がありますが、このうち観光ガイドの育成事業を除く3事業が公益目的事業となっております。

さらにその下、補助金事業をひとつくりに挙げておりますけれども、この補助金のうちやまたびエクスプレス事業、それからイベント助成、それと下のほうのサイクルツーリズム振興事業、この3つを除く残りの8事業が公益目的事業として位置づけをしております。

次に、定款には観光協会が含まれていないのはなぜかという御質問ですけれども、この定款の第4条に法人が行う事業として観光地域づくりのための特産品開発であったり、観光地域づくりを担う人材育成、また、その他、法人の目的を達成するために必要な事業ということが明記がありまして、観光協会としての業務も含まれております。なお、協会としての運営に必要な詳細な事項につきましては、別途要綱を策定して事業運営を行っておるところです。

それから、観光協会への補助金の考え方や公益目的のところですが、観光振興による交流人口の増大、また、活力ある地域づくり、経済の持続的な発展に資する事業を推進するための補助金執行ということで考えておりまして、公益目的としましては、自然資源を保全するとともに、それらを活用して交流人口の増加を促し、観光による地域づくりを推進することとして、森林と共生する観光地域づくりということで位置づけをしております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 まず、公益目的に該当しないところですね、これを10分の10で補助金と

して出していく、その理由は何なんでしょうか。他の補助金とのバランスということについてどう考えておられるのか教えてください。

○神吉委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 公益事業としての事業とはまた区別が違う事業についてなんですけども、こちらに10分の10補助しておるところ、こちらにつきましては、その他観光の振興に必要な事業ということで、観光振興のために必要ということから10分の10の補助としておるところです。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 普通、市民が活躍されるための補助金なんか見ますと、限度額が定めてあったり、補助対象経費とかっていうことで補助対象になるものというのが厳しく決められている。そして、しっかりその成果を報告しなければならないという制度設計になっておりますが、ここの公益目的以外のところの補助事業についてはどのような考え方でしょうか。

○神吉委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 その部分につきましても、公益的事業とは区別はしておりますが、先ほども申しましたように、この宍粟の観光振興のためには必要ということを位置づけております。

○神吉委員長 答弁としては以上なんです。

○大畑委員 限度額でありますとか、補助対象経費とか、そういう考え方についてどのように考えてますか。

○神吉委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 一般の皆さんが活躍されるための補助金とは一線を画してのところがございますけども、現状では限度額等は設けておりませんので、今後は、その事業の内容も精査しながら、必要なものがあれば検討はしていきたいと考えます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 この中でもですね、例えば発酵のまちづくり事業ですとか、ほかのところもあるんでしょうけども、行政のほかの部局でもやっていますよね。そういうところの関連がどうなってるんかがちょっとよく分からない。市には営業部設置ということで、今後、森林セラピー事業とかを含めてアウトドアとの企業とのマッチングをしていくようなことを市長公室がやっていっていますよね。一方でそういうことやりながら、片一方で公益財団法人にどんどんお金を流していくという、ここをきちっと整理をしないと、これ法的な問題で触れてくる可能性もあるのでね、そこどうい

うふうに整理されてるんかをお伺いしてるんです。

○神吉委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 市長公室のほうで取り組む営業部の取組、また、ここ発酵のまちづくり事業も挙げておりますが、こちらも主担当は秘書政策課ということになっておりますが、市長公室のほうで大きな方針のところを決めていただいたら、あと実行のところはこの産業部のほうで担っておるということでございます。

公益的目的の事業のところなんですけども、こちらについては50%を超えないというところの制限もございますので、その辺りは補助金の執行のところも調整しながら現在も進めておりますので、その辺り、公益的目的から著しく逸脱しないように、また監督しながら事業を進めていきたいと考えます。

○神吉委員長 以上で、よろしいか。続いて、垣口委員。

○垣口副委員長 同じく部局資料の9ページの中で、観光振興費の中から観光資源活用事業として藤まつり支援が出ておりますけども、去年も藤まつり自体の開催はやっておられないと思いますけども、そういう中、こういうコロナ禍の中でどうPRしていくのか。また、市民局跡の観光駐車場が工事入られると思うんで、まず使えないと思います。そういうなんで駐車場の確保はできるのかなというところをちょっとお伺いしたいと思います。

○神吉委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 観光資源活用事業、藤まつりの支援につきましては、どのようにPRしていくのかというところ。また、駐車場の確保のことについてですが、令和4年度の藤まつりにつきましては、いまだにコロナウイルスの感染症、こちらの終息が不透明であるということ、また、観光駐車場の整備工事によりまとまった駐車場の確保が困難であるということなどから、実行委員会において大々的なイベントは実施しない方針が既に決定されております。来場も控えていただくという観点から、集客を目的とした大きなPRは行わないという方針にしております。そうした中で、駐車場につきましては、この令和2年度、また3年度もイベントを実施することなくおりましたが、ただ、イベントがなくしても多くの来場があつて、交通渋滞など近隣に迷惑をかけたようなことの反省から、駐車場は一定数を確保する必要があると考えております。ですので、今回駐車場につきましては、山崎市民局の跡地は使用できませんけども、その代わりとして市役所の駐車場ですとか、またクロネコヤマトさんの跡地をお借りしたりとか、あちこち点在する形で確保することを考えております。ただ、そうした複数の駐車場が点在するような配置になってし

まいりますので、案内誘導の面から警備費が通常よりかさむということもあって、例年よりは増額の措置となっております。

以上です。

○神吉委員長 続いて、大畑委員。

○大畑委員 それでは、観光駐車場の整備について質疑させていただきます。ちょっと何点か疑義がございますのでお願いいたします。

まず、後期基本計画との関係なんですが、この観光振興のところの観光客の受入体制の充実、このことが今回の主要施策にも目的のところでもございましたが、基本計画の中には観光駐車場の整備をにおわすような取組が書かれていないんですけども、その辺の考え方を伺いをします。

それから、これは多分市営駐車場というふうになるのかなというふうに思うんですけども、経営的な戦略をどのように考えておられるのか。随分投資をしますのです、その収支計画などをお伺いをしたいと思います。

それと、これも教えていただきたいのですが、私も総務の資料を見ますと、過疎債を充当するという事になっているんですけども、これ駐車場単体ですね、過疎債の充当が可能なかどうか。ちょっといろいろ調べてみたんですけども、ちょっと認められないんじゃないかなという記述もあるので、その辺りきちっと確認が取れてるかどうかお伺いをしたいと思います。

それと、あと手続関係です。駐車場条例を4月から作るというふうにスケジュールで書いてございますが、これ今どのようになっているのかということをお伺いします。それから、都市計画区域内ですので、駐車場法の関係の整理が要るかと思えます。この辺り、どのように整理されてるのか、手続関係を教えていただきたいと思えます。

それからもう一つは、ちょっと山下委員のところになるんですが、周辺の駐車場との関連で、ここが有料駐車場になっていくということについての理解が得られてるかどうか。その辺りも質疑させていただきます。ちょっと多いですけど、以上5点、お願いいたします。

○神吉委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 まず、後期基本計画と当該事業の関係性のところでもございます。個別施策の方向性の1つである観光客受入れ態勢の充実ということに位置づけはしております。確かに、この項目で具体的に駐車場の整備というところは挙がっておりませんが、同じく個別施策のうちで観光資源の有効活用のところにつきましては、

主な取組の1つに駐車場の確保など、自動車による観光がしやすい環境づくりと例示しておりますように、この辺りと関連付けて観光の振興につながるものと位置づけをしておるところです。

それから、次の市営駐車場としての経営戦略、投資と収支計画のところでございますが、当該駐車場は観光客の受入れ態勢を整備することを目的としておりまして、この駐車場のよる収益により投資額を回収するというような考えではなく、観光入り込み客数を増やして消費額を増加させる戦略としております。多目的駐車場ではなくて、観光駐車場として整備することから、担当部としましては、1回当たりの使用料を通年でいただくというようなこと、またシーズンに応じた料金設定なども検討することを考えとしては持っております。現在の段階では料金設定が未定の現状ですので、収支計画を示すことはできませんが、例えばですが、たつの市の観光駐車場の整備の事例なども参考にしながら、極力維持管理費がかからない料金システムの採用なども調査研究しておるところでございます。

続いて、過疎債が使うことは可能なのかという問いなんですが、このことにつきましては、財務課のほうも確認を取っております、多目的駐車場ということではなかなか過疎が当たらないというところですが、観光振興のためのという、用途を観光駐車場ということにすることで過疎債が適応されるということは確認済でございます。

また、手続の関係の整理のことでございますが、周辺にはたくさん施設がありまして、減免措置など調整すべき課題もたくさんあるということを承知しておりますので、料金を含めた設置管理条例の制定につきましては、工事と並行として工事完成までに行う考えで事業を進めてきております。

また、駐車場の設計に当たっては、駐車場法、また、駐車場法施行令に基づいて出入口の位置決めなど、周辺道路の関連も含めて設計に反映しております。

また、周辺への理解、料金設定することの理解についてですけども、この点につきましても、関係自治会、またいろんな関係団体の方にも寄っていただいて、個別、また一堂に会しての会議を重ねる中で、会議の参加いただいている皆さんからは料金をいただくということには理解を得ていただいております。また、その意見としても有料化することは必須であるというような意見ですとか、シーズン、例えばもみじまつりや藤まつりのときには、ちょっと料金を高額設定にとか、そんなことも含めて意見もいただいております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 大体分かりましたが、やはり経営戦略としてはなかなか難しそうだという印象を受けます。その辺がですね、これから料金設定になっていくんでしょうけど、余り投資をしますとですね、やっぱり回収が難しくなるだろうし、料金設定高くすると利用がなかなか見込めなくなるだろうというふうに思うので、できるだけ僕はもうお金をかけないような駐車場を作る必要があるんじゃないかなというふうに思ってますので、その辺りどうお考えなのか。

それから、過疎債のどこいろいろ調べましたら、本来、料金収入なんかで回収していくものについては起債の対象にならないというふうに考えてますので、観光駐車場としてやるということは料金収入だけではもうとてもこの事業は成り立たないということで、過疎債の適用になるんだらうというふうに思うんです。そういうことがですね、料金収入で回収できないような駐車場を最初から作るのに、お金をどんどんかけていくということが市民の合意が得られるもんかどうかです。そういうことも考えていただいて、駐車場整備はしていく必要があるだろうというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

○神吉委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 おっしゃられますように過疎債の適用につきましては、確かにこの収入によって賄えるというような事業でしたら過疎債適用できませんので、観光駐車場というところで料金も余り高額にならずに、方針としましては施設の維持管理程度はペイできるような収入で何とか運営できないかなというようなことは構想としては持っております。

できるだけ低料金で、ハイシーズンには少し料金を上げるというようなことで、担当部としての構想としましては年間の収入を300万円程度、また維持管理も300万円程度を想定する中で何とか料金収入で維持管理費のみは賄えるような、そんな料金設定も必要かなというようなことは考えております。

また、料金収入がなかなか見込めない中でこの設計、高額な工事費用をかけるというところ、このことについてもできるだけコストを抑えるということで、設計の中でもコストの抑制については十分検討しております。例えば、地域の要望で駐車場周囲の塀については白壁風に仕上げてもらいたいというような要望。こちらも取り入れる中でも、例えば、人通りの少ない西側の道路に面したところは一般的なメッシュフェンスを採用するですか、できるだけ工事費を抑えるようなことは考えて設計をしておるところです。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 そういうお考えなら、なおさら武家屋敷風の門を設置するとか余分なこととはせずにですね、極力抑えてやっていく必要があると思います。

どんどん観光客が訪れて非常に投資効果が見込めてくるような段階になったら、また考えたらいいじゃないですか。最初から全く不透明な段階でいろんなものを作って、無駄なお金を使うことは決して僕はしてはならないというふうに思うので、その辺よく検討いただきたいと思います。

部長、その辺、いかがですか。

○神吉委員長 樽本部長。

○樽本産業部長 この件につきましては先日の議会でもご意見をいただいております。課題かなというふうに思っております。その部分の解消に向けては今も調整をさせていただいております。

武家屋敷風の門についても要望ありましたが、やはりそれはなかなか財源上、難しいというようなお話もさせていただいた中で今回、一定、白壁のところだけはコンクリートブロックで白壁風に安くというところで取り組ませていただくかなということではお話しさせていただいたところです。

また、そのランニングについてはやはりなるべく抑えたいということもありまして、市内の事業者からの提案もありましたので、LED化の電灯と太陽光発電による街灯という形で、蓄電池がある部分でランニングコストが抑えられる部分といったものも採用する予定としております。そういった部分を踏まえながら今後、もう少し整備させていただいたらというふうに思っております。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。

大畑委員。

○大畑委員 それではよろしくお願ひします。指定管理のところをちょっと2点ございます。

まずは主要施策の69ページに指定管理施設の更新・修繕の事業が上がっております。これについて、負担金の2,000万円というのはどういうことかということと、それから施設修繕のどこをどのように改修する必要性が生じてるんかということと、今年度の予算の考え方を、工事請負費のところです、これについての考え方をお聞きいたします。

○神吉委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長　まず、負担金2,000万円のことについてですが、この費用につきましては指定管理施設修繕等負担金としまして、本庁で1,000万円、それから北部事務所で1,000万円を措置しておるもので、これにつきましては施設の根幹に係る突発的な故障対応のために指定管理者が行った修繕費に対して支払う負担金として計上しておるもので、経年劣化等のこの計画的なものでなしに、緊急の修繕の必要があるものにスポット対応するための費用として、枠として確保しておるものでございます。

それから修繕改修の必要性というところですが、施設を適正に維持管理して安定的な運営を行うためには経年劣化による施設修繕や改修を計画的に行う必要がありますので、基本協定においても修繕等に関する費用負担についても規定もしておりますし、そのところのルールにのっとり資料の11ページにあるような修繕、また改修工事を実施するものとしております。

以上です。

○神吉委員長　大畑委員。

○大畑委員　再度お伺いしますが、突発性という急を要するときということで、それはよく分かるんですが、それぞれ1,000万円ずつを積んでおられる、その金額の妥当性というんですかね、その辺りをもう一度お伺いしたいのと、ほかの工事請負、修繕の関係については本来入札にすべき事柄だというふうに思うんですね。指定管理者との間でやるというもんじゃないと私は思ってるんですが、業務の中でやる問題ではなくて、その公の施設を修繕を要するというところで一般競争入札とか、そういうものがふさわしいと思いますが、それのお考えではないのでしょうか。もう一度お伺いいたします。

○神吉委員長　藤原課長。

○藤原商工観光課長　負担金2,000万円の計上、ここが金額がどうかというところなんです、ここにつきましてはインフラ整備の後、今、どんどんどんどん維持管理のほうがかかってくる年回りになっとりますけども、ここ数年の実績からいきましても、この負担金2,000万円ではなかなか追いつかないような維持管理を伴う修繕が出てきております。これにつきましても千種のほうでも費用がかかることがあります、補正でも追加で措置していただいたところもありますので、この負担金2,000万円というのはこれまでの実績から必要であるということで枠として確保しております、この中でそれぞれの北部事務所の管内であったり本庁のほうともやり取りしながら修繕対応をしております。

また、この修繕工事、改修工事の入札、公の修繕ということで公平性を保つというところですけども、こちらについてはおっしゃられるとおりですので、管理者としましては、市としましては指定管理者の修繕に対しては見積徴取ですとか入札の形式をとるように指導監督していくことが必要であると考えております。

入札に付するというところまではなかなかケースとしてはないですが、複数見積りを取って競争を働かせた上での適正な価格で修繕するように努めておるところです。

以上です。

○神吉委員長 続いて今井委員。

○今井委員 それでは部局資料の12ページの指定管理用の一覧のところの、今度実施されるいちのみや温泉まほろばの湯・家原遺跡公園の指定管理ですね、約2,500万円ということで、市長公室で産業部のほうで聞いてくれという話だったんでこちらで今お聞きしてるんですけども、この内訳を教えてくださいというところなんです。毎年2,500万円を払う妥当性があるのかというところで、内訳をお願いいたします。

○神吉委員長 西岡副局長。

○西岡一宮市民局副局長 まず指定管理料の内訳なんですけども、指定管理者の公募の際に提出されている事業計画書並びに収支計画書の内容に基づいて指定管理料を今提案していただいております。それを踏まえて、市のほうで試算等をしておるんですけども、その中で管理・運営に必要な指定管理料を決定しますが、両施設とも管理・運営をしていく上で生じる収支の差額相当分を指定管理料として計上しております。

まず、まほろばの湯なんですけども、大きく費用がかかるのは人件費と光熱水費でありまして、この2項目で支出のおおむね40%、30%を占めます。あとそれ以外にも清掃費、清掃関係の委託料とか機器リース保守費用でそれぞれ10%程度、これだけで支出全体の90%分となってきます。

収入の部分で、入場者につきましては来年度について、令和元年度と同数程度の約5万人程度を今見込まれておるんですけども、その収入分とレストランの自主事業のほうを展開される中で、その収益からの繰入れ分を差し引いて、総額として今1,995万円の指定管理料を計上させていただいております。

家原遺跡公園なんですけども、こちらにつきましては清掃、草刈等の環境衛生費、これが割合として半分近く、45%程度を占めまして、そのほか光熱水費で25%、あと工房の体験の委託料とか教室の講師料で約2割となっております、工房との収

入を差し引いた507万円というものを指定管理料として計上させていただいております。

次に、毎年2,500万円を支払っていく妥当性のところなんですけども、まず、まほろばの湯の分に関しましては来年度、先ほども言いましたように指定管理料1,995万円としておりますが、年度ごとに一定の入場者数の増を想定されている中、指定管理料についてもその次の令和5年度、6年度とその分は減額ができるような提案もさせていただいておりますので、そこに合わせてできるのではないかと想定しておると、また自主事業分の繰入れについても一定考慮される中、想定より好調な状況でありましたら、その次の年度の指定管理料において減額の話ができるのではないかなと思っております。

あと、家原遺跡公園の分に関しては、これまで市でいわゆる直営で維持管理とか運営をしておったんですけども、その中で毎年約500万円程度ないしそれ以上の費用がかかっておりましたので、それから考えましたら、家原遺跡公園分に関しましては毎年の支出額として妥当であるのではないかと考えております。

いずれにしても、このまほろばの湯、家原遺跡公園を含んだ一帯を一宮北部のにぎわいづくりの拠点としておりまして、一帯をしっかりと維持管理していく料金として必要な額と考えておりますが、今後、指定管理者が頑張っていっていただくのと併せて、地域も一緒に頑張っていこうではないかという話になっております。それが指定管理料の減額につながっていくように、私どもとしても指定管理者、地域と一緒に頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 そしたらちょっと遡って聞くんですけども、これ業者を決めるときにもうこの金額のプロポーザルがあったとは思うんですけども、それ複数の応募があった中でこの業者を決められていったのでしょうか。

○神吉委員長 西岡副局長。

○西岡一宮市民局副局長 こないだの委員会のときにもちょっと応募の事業者数についてはお話をしたと思うんですが、応募は2社の応募がありまして、指定管理の公募選定審議会のほうで審査をした中で、優先交渉権者は違う業者ではあったんですが、そこと交渉する中でちょっと協議が不調に終わりました、現在の指定管理者のほうとお話をした中で決定をしております。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員　そしたらその1,995万円、今後の見込み客とのことで減額とかそういうこともあり得るということですが、その辺り、ちょっと別の部局でも話があったと思うんですけど、指定管理そのものについての考え方で自主事業についてはもうかかったところは自分の利益として取っていってもらおうという辺りですけども、このまほろばの湯の風呂の部分についてですね、その辺りは自主事業という辺りとの兼ね合わせですね。もうかればもうかった分、減らされるっていう形にもなれば、なかなかモチベーションも下がっていくだろうし、その辺りのところでこの風呂の運営に関しての自主事業の部分というのはどういうふうな考え方をされるんですか。

○神吉委員長　西岡副局長。

○西岡一宮市民局副局長　このまほろばの湯の部分の指定管理の部分に関しましては、今、自主事業としましてはレストランの運営をこっちも考えられております。その中で実際、今、市の直営でやってる中でもレストランが開いてないかというような話もありまして、それを開けることによって当然来客も増えるということもありますし、レストランの中には今度地元の食材も使ったメニューも考えて開業されようとしております。もうかればその分という話には、収益が上がるという話になるんですけども、その中で今提案をいただいている中では一定の割合の部分について温浴事業のほうにも繰入れをすることを今考えておられますので、これが先ほども言いましたけども、好調でありましたらその分、温浴部分の指定管理料についてもいわゆる減額、安くしていけるのではないかと考えております。

○神吉委員長　続いて大畑委員。

○大畑委員　私も指定管理の関係なんですけども、この指定管理施設の市にとってのメリットですかね、市民にとってどういうメリットがあるのかという視点でお伺いしたいんですが、まず、この12ページの指定管理施設についてお伺いしたいんですけども、伊沢の里と波賀のメイプルの中のフォレストステーション波賀、ここ2つについては昨年から入浴部分も指定管理料に含まれました。経常損益の部分を指定管理料として見るということになりますと、そもそも管理運営の委託とそれから料金収入も指定管理者が取るといふことの併用制をとってたと思うんですが、そこで出てくる赤字もさらに見ますよということになれば、どういうメリットが市にあるんだろうなど。損をしても払い続けるわけですから、市がね。その辺、ちょっと教えていただきたいと。

それからあと、お風呂じゃなく管理運営ということで道の駅、「みなみ波賀」と「はが」には管理運営費がそれぞれ出ておりますが、これらについても目的を教え

ていただきたい。同じ道の駅でも「いちのみや」と「ちくさ」にはそれがないという辺り、ちょっとバランスを教えてください。

それから次に、戸倉スキー場、今年は相当雪が降りましたから相当順調だったんじゃないかなと思うんですが、その辺り、また教えていただいて、実際、どのぐらいの営業日数でやられるのかということ。

それから、先ほどのまほろばの湯というかカヌー競技場も含めてなんですが、この指定管理料の決め方は応募者の提案を受けて、それで運営に必要な指定管理料を決定するというふうに書いてございます。この運営に必要なという、運営に必要な指定管理料を誰が判断してるのか、市が判断してるのか、業者側がこれだけ必要やというふうに申されてそれを出しているのか、その辺り教えてください。

○神吉委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 まず、指定管理料の考え方のところですが、伊沢の里並びにフォレストステーションの温浴施設についてはおっしゃられましたとおり、指定管理料を支出してきております。この位置づけにつきましては、地域における入浴機能や観光客への入浴機能の提供の必要性が高く、公の施設として役割を担っているという判断をしております。ですんで、市また市民へのメリットとしましては、この公の施設をしっかりと存続していくところであるのかなと考えております。

算定の方法としましては、直近3か年の経常損益の平均額としておるところです。

それから、管理運営費のところにつきましては、宍粟メイプル株式会社の経営改善のために株式会社JTBから派遣を受けている職員の人件費ということで、それぞれの施設へ振り分けて計上しておるところでございます。

また、応募者の提案のところ、提案としというような表現、また市が決めているのかというようなところのご質問やったと思うんですが、この指定管理者の選定につきましては戸倉スキー場、またカヌー競技場、まほろばにつきましては指定管理者の選定をプロポーザル方式で行いまして、公募条件として指定管理料も含めた提案ということを受ける中で実施しておりますので、応募者の提案というよりは応募者の提案をベースに市が判断しておるところです。

提案の事業内容における経常費用の妥当性ですとか、また市が試算しておる指定管理料の乖離がないとか、その辺りのことを指定管理者選定審議会でも十分議論いただいて、審査いただいて、候補者となった事業者と十分調整の上で指定管理料を決定しておりますので、市が判断した料金となっております。

戸倉スキー場につきましては、今年度、去年の年末から雪も豊富にありましたの

で、土曜日・日曜日・祝日の営業でしたが、当然、昨年を上回るような来場もいただいで盛況のうちに営業できておる、そういった状況でございます。詳細な人数については今持ち合わせておりませんので、これで失礼します。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 指定管理者を決めて、その間の民間のノウハウを活用して、できるだけ税金投入を抑えていくといたしますか、そのことによって市民のサービスにもつなげるという本来の目的から言ったら、なかなかそれはそういう運営になっていないという。しかし、この施設は守らなければいけないので、その分の経常損益の分を補填して市民の利用を守っていくというようなお話だったかと思いますが、ならばやっぱりもっともっとシビアに収支のところを見ていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。それで、コロナ以前の収益を参考に指定管理料を今回決めておられますけども、やっぱりコロナ禍での状況で判断していかなければいけないんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺りのコロナ以前のもを採用されてる理由を教えてくださいたいと思います。

それから、ちょっと聞き漏らしましたのでもう一度お願いしたいんですが、道の駅の関係の管理運営費を出してるところと出していないところのもう一度だけ説明をお願いいたします。

○神吉委員長 2点お願いします。

藤原課長。

○藤原商工観光課長 入浴部分に対してのこの指定管理料の算定についてですが、コロナ禍におけるところを考慮すべきということ、ご指摘いただきましたけども、特定の年だけをピックアップすると突出した数字になってしまいますので平均を取っておるという状況ですけども、この制度を導入した今年度の判断としましては直近の3か年ということでコロナの影響がなかった年も含めておりますけども、これから毎年直近3か年ということで、その都度、この平均の算出に算入していきますので、これから後の指定管理料にはコロナのことが含まれてくるというようなことは考えております。

また、その管理運営費のところでお粟メイプルのみ支出があるというところですが、こちらにつきましては経営改善のために市のほうから民間のほうへ派遣依頼をした、JTBさんから派遣いただいておりますという、こういう特殊事情がありますので、こちらへの支援ということでお粟メイプルのみ管理運営費を計上しておりますが、その他の道の駅につきましては通常の指定管理者さんに頑張ってもらってお

りますので、この分は含んでいないという状況です。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。

J T Bさんのところももう年齢的なこともあるでしょうから、今後検討いただきたいなというふうに思います。

それと先ほど、まほろばのところで、ほかのレストラン営業とかそういうところでの収益で入浴のほうにも好調の場合はお金が回るから、それほど好調であれば問題ないでしょうとお話がありましたが、やはりこの伊沢の里やフォレストのように経常損益が風呂だけで見たときに出てくる、そういう場合にはやはりまたここが入れてるんだからまほろばも入れるという話になるんじゃないかと思いますが、そこは切り離して可能なんですか。

○神吉委員長 西岡副局長。

○西岡一宮市民局副局長 現段階でこうしますとか、こういう方向性ですということはちょっと決定はしてないんですけども、現在、その指定管理料、今回公募の中で同じようにまほろばの入浴にかかる部分の収入ないし収入と支出の差額のところで指定管理料の提案をいただいて、そこで今回市のほうで指定管理料のほうを決定していってますので、意味合いとしてはあんまり変わらないのかなと感じております。ただ、自主事業分についてはまた別にはなっておりますので、その部分の繰入れというのは一定お願いをしていきたいと考えております。

○神吉委員長 以上でよろしいでしょうか。

簡潔にお願いします。津田委員。

○津田委員 1点ちょっと確認させていただきたいんですけど、今この指定管理料の一覧を見させてもらってる中で、この指定管理料の選定の中で実際この入場者、入浴者数もそうなんですけど、その把握というのはもう業者に全て任せてるのか。例えば市で管理ができるような体制になってるのか。食事のほうの利用者もそうなんですけども、今の現状についてちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

○神吉委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 年度が終わりましたら事業計画、実績報告は当然いただくんですが、その年度末に至るまでも経営改善という視点から、特に第3セクターの経営のところには毎月定例監査というようなことで職員も参加しておりますので、その都度、利用実績ですとか、その辺りの数字はそのときに報告いただいたりして把握

に努めるようにしております。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 その報告というか、例えば向こうから報告される数字だけを信じているのか、例えば市で管理ができるような体制になってるのか、その辺りはどうなんですか。

○神吉委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 来場者数、利用者数、また入浴の数字というのは市のほうでは把握できませんので、報告に頼っておるところです。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 これ、まほろばでも今後そうだと思うんですけど、これ本当に業者のほうから、指定管理受ける業者からすれば、もうかってませんって言われたら、来ませんなんて、その数字だけ市である程度管理できる体制を整えとかなないと、言われるまま数字を全て信用して、こっちは。

その仕組みが今ちょっとどうなのかなって私聞いてて、全ての指定管理そうなんですけども、ある程度市がここを任す以上、管理できる体制、今はないっていうことでよろしいんですか。いわゆる向こうからの数字だけを信用するっていう仕組みになってるといふことなんですか。

○神吉委員長 答弁できますか。藤原課長。

○藤原商工観光課長 職員として現地に当然行くわけにもいきませんし、そういった機械ですとかカウントするような装置も整備しておりませんので、数字を報告いただくというところで確認しております。

○神吉委員長 以上でよろしいね。

続いて、八木委員お願いします。

○八木委員 私のほうから請求資料の2ページの、先ほどもアンケートの分で少しは分かったんですけども、これからどこへ行かれますかというアンケート内容で、7割が市外や帰宅ということなんですけども、最上山に来られる前にほかの施設寄って来られた方もおられるとは思うんですけども、この結果を市はどのようにとられているのか、そしてこの結果を市は観光にどのようにつなげていこうと考えられているのか、ちょっとお伺いいたします。

○神吉委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 アンケート結果のところでございます。

確かにアンケート結果のところでもみじ山の後に帰宅される方、帰宅されたと回

答された方が56%、それから市外へ行かれたというのが16%で合計72%、約7割がもみじ山の後はもう宍粟市を去られるというような、そんな結果が出ております。

この回答者が524名おられました、そのうち姫路市から来られた方が31%と最も多い状況で、また大阪、神戸、明石、また加古川などの姫路からさらに東側の地域、またその他、県内の他市町からもたくさん来場していただく中で、こういった姫路市とか近隣以外のところからもたくさん来ていただいておりますが、そういった場所からの来場者につきましては、その出発地からの往復にも一定の時間がかかってしまうというような現実もありますので、日帰り観光としては宍粟市で複数箇所の観光をしていただく、また北部地域へ勧誘につなげるというようなことが課題があるのかなということは感じております。

地理的な要因はいかんともしがたいですので、目的地を複数選択してもらえるように観光コンテンツの魅力を高めて、宿泊を伴う観光ですとか、また最初から北部地区を目的地として来ていただく、北部地区へ誘客をして帰りに南部地区にも寄っていただくような、そんな仕組みにつなげたいと考えております。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 そしたら、是非そのようなことができるように頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○神吉委員長 何についてでしょう。質疑は何の質疑でしょうか。関連ですか。通告外ですか。一度質疑起こしてみてください。

○大畑委員 ありがとうございます。

補助金事業の一覧表で29ページに林業の関係なんです、このほか森林経営計画以外のところから軽トラックで木を出して市場に持って行って、1トン何ぼというような仕組みで高齢者の人たちが気軽に市場に木を出せるような仕組みを作ろうということで、森で生き生き事業という補助金制度をこれまでずっと運営しておりましたが、今回見ますと廃止になっております。これのちょっと説明だけ、なぜ廃止になったのかだけお聞かせいただきたいんですが。

○神吉委員長 中村次長。

○中村次長兼森林環境課長 この事業につきましてはここ3年、実績のほうはほぼ、1件ほどしかなかったこともありまして、それで今回は廃止ということにさせていただいて、今後また新たな施策として検討していこうというふうに考えております。

○神吉委員長 以上で通告のありましたものとその他、先ほどの分が終了しました。
時間ともなっておりますので、これにて終了したいと思います。

これで午前の審査を終了します。産業部の審査を終了します。

説明員の皆様、ありがとうございました。

午後は1時より再開します。暫時休憩。

午前 11時49分休憩

午後 1時00分再開

○神吉委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

これより建設部の予算審査を始めます。限られた時間でやりますので円滑に進行いただきますよう、ご協力をお願いします。

審査に入る前に説明職員の皆様をお願いをいたします。説明及び答弁は自席で着席にてお願いします。説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、委員長と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願いします。マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願いします。マスク越しになりますので、やや大きめの発声をお願いします。また、マイクの先端が口元に向くように、今のうちに準備をお願いします。

それから、委員の皆様をお願いします。発言は意見・要望などに終始せず、適切な審査に努めていただきますようお願いいたします。論点が違う場合を除いて同じ質疑は避け、割愛するようにしてください。

また、説明職員の方々が必要な場合を除いて、同じ答弁は省略していただいても構いません。

それでは建設部の審査を始めます。資料につきましては委員はあらかじめ目を通しておりますので、必要な部分についてのみご説明ください。

まず、簡略に概要の説明をお願いします。

太中部長。

○太中建設部長 引き続き建設部の予算審査となりますが、よろしく願いいたします。

私のほうからは令和4年度予算における建設部の基本方針につきまして、概要をご説明させていただきます。

令和4年度の建設部の取組としましては、市民が住み続けたい、住んでみたいと思える持続可能な魅力あるまちづくりを目指して、施設の長寿命化を視野に入れた

道路、上下水道などのインフラ整備や維持管理を計画的かつ効率的に進め、地元で暮らしたいと願う若者をはじめ、一人でも多くの人々が定住できる環境を築き、宍粟市らしい自然と集落が調和した良好な住環境の形成に取り組んでまいりたいと考えております。

建設部に関係します歳入予算額は一般会計が約7億7,300万円、企業会計の上下水道2つの特別会計が合わせて45億6,200万円、合計で約53億3,500万円となります。

また、歳出予算額につきましては一般会計が約31億2,100万円、企業会計の上下水道2つの特別会計が合わせて約60億2,500万円、合計で約91億4,600万円となります。

主な事業別の取組としまして、道路網の整備・維持では市街地の骨格を形成する都市計画道路山田下広瀬線、ほか2路線の道路改良事業を継続して進めます。加えて、新病院建設事業に当たり、市民が安全に安心して通院できる環境整備のため進入路整備工事、さらには山崎市民局跡地の観光駐車場整備に伴い、駐車場周辺の安全確保を図るため、鹿沢2号線の道路改良工事に取り組みます。

また、橋梁の長寿命化では宍粟市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全のための修繕等を引き続き行うとともに、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、宍粟市通学路交通安全プログラムに基づき、交通安全施設整備を実施します。

住環境整備では地域の憩いの場であり、観光資源もある最上山公園において眺望の妨げとなる流木の伐採やトイレ等の改修により、快適な公園環境の形成に取り組みます。

移住・定住促進の充実では、空き家バンク制度の運営をはじめとする市内空き家情報の発信や相談体制の充実、子育て世代等のへ住宅取得支援など、きめ細やかな支援を行います。また、宍粟市空き家等対策計画に基づき、空き家の有効活用のほか、老朽化した管理不全の空き家等から市民の生活環境の保全を図るため、空き家等への対策を計画的に実施します。

水道事業では安全でおいしい水を安定的に供給し続ける水道をスローガンとして定め、市民生活を支える水道事業を次世代につないでいくため、宍粟市水道ビジョンの実現に向けた施策に取り組みます。その中の1つとして、機能の保全や強化のために老朽機器や排水管の更新を実施します。さらに水道水の安定供給を図るため、浄水場の浄化機能を補完する止水ダクト前処理施設の整備を実施します。

下水道事業では公共水域の水質保全を目的とした施設の機能保全のための長寿命化計画に基づき、処理施設の設備更新を実施するとともに、施設の統廃合計画を踏

まえた取組を実施します。また、山崎町内への内水反乱防止のための山田千本屋雨水幹線整備に引き続き取り組み、災害に強いまちづくりを進めます。

いずれにしましても上下水道事業の持続可能な運営を推進するために、施設の長寿命化、統廃合、ダウンサイジングなど、適正な管理を進めて経営基盤の改善に向けた一層の努力をしていきたいと思えます。

以上、大変簡単ではございますが、概要説明とさせていただき、詳細につきましてはこの後、ご質問いただく中で担当よりご説明させていただきますので、ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○神吉委員長 説明は終わりました。これより質疑を行います。

通告のある委員から事前打合せのとおり、順次質疑をお願いします。

まず、道路新設改良工事は、八木委員。

○八木委員 それではまたよろしくお願いいたします。

私のほうからはまず主要施策の70ページ、道路新設改良工事について伺います。令和3年度の予算より令和4年度の予算のほうが減額しているのですが、これはどのような理由なのか、ちょっとお願いいたします。

○神吉委員長 大田副課長。

○大田建設課副課長 失礼します。予算が減額となった大きな要因ですが、道路改良事業の継続事業であった山崎町須賀沢地区の石ヶ谷穴栗橋線、山崎町中野から上ノ下地区の中野上ノ線が令和3年度に事業完了することによるものが大きな要因です。

また、道路改良工事などの多額の費用を要する事業では、国庫補助や起債などの有利な財源がないと実施できません。このため、市全体の事業計画及び起債計画の中で調整を図り実施していますので、結果的に減額になったものです。

以上、説明を終わります。

○神吉委員長 続いて、大畑委員。

○大畑委員 お願いします。同じく道路新設改良事業なんですけども、まず最初に山田下広瀬線、今年予算で何をどのようにされるのかということをお伺いいたします。

それから先ほどもありましたけども、道路の新設改良予算というのはそんなにあるわけじゃなく年々厳しくなってます、従来から継続事業をやっていくのはもう精いっぱいだというお話で、なかなかその新規の地域の要望があるものについては予算化が難しいという状況を聞いてまいりましたが、今回新病院の進入路でありますとか観光駐車場にかかる整備ですとか、途中でそういうものがどんどん入ってく

ると、これまで言われてきたことからすると、ますますその市内の骨格的な道路を造っていく整備予算が確保できなくなるんじゃないかなというふうに思いまして、従来からおっしゃっている優先順位とこのように途中から入ってくる道路整備との関連をどのように考えておられているのかということをお伺いしたいと思います。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣次長兼建設課長 まず、山田下広瀬線の工事でございますが、令和4年度は中国自動車道より南で延長250メートルの工事を予定しております。

工事概要につきましては、ボックスカルバートの敷設が工事費の一番大きなウェイトを占めるものとなっております。

次に、病院進入路につきましてはですが、優先順位対象外かということでございますが、この進入路は建設課が工事を実施しますが、道路新設改良事業ではなく、新病院建設事業の一部として進入路整備を行いますので、優先順位対象外としております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 まず、山田下広瀬線ですけども、今言われた中国道から南の250とおっしゃったのかな、これで山田下広瀬線全線開通というふうに考えてよろしいんでしょうか。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣次長兼建設課長 250メートルにつきましても飛び飛びになりますので、令和4年度につながることはありません。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 もう少し全体のお話を伺いたいんですが、この山田下広瀬線の郵便局のところから今例のあれ何線か分かりませんが、コスモスとかがあるところですね、あそこまでの間、ここにありますが延長800メートルで幅員12メートル、それが全体的にいつ頃、どう完成して、今年度はここまでやるんですという、ちょっとその全体像と今年度のことを区分けして説明いただきたいんですけど。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣次長兼建設課長 全体の完成見込みは令和7年度末を現在予定しております。そして、令和4年度につきましては中国道より南側の工事をやりたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 そしたら次に、先ほど、新病院の進入路は優先順位の評価対象外だという結論だけおっしゃったんですけども、そういう今質疑で言いました、これまでずっとそういう優先順位の評価に基づいて箇所づけをしてるんだというふうにおっしゃった説明と、こういうものは対象外になるということ、どこにどのように決まっていくなですか。そのことを教えてください。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣次長兼建設課長 どこでどのように決まったかというご質問だと思いますが、現在、うちのほうで優先順位を付けておりますものは建設課での事業のみの対象としております。今回、先ほど申しましたけれども、病院の建設事業ということで対象としてないということをご理解いただきたいと思います。

○神吉委員長 質疑ありますか。

大畑委員。

○大畑委員 どっちにしても建設部がされるんです。それで僕が言うてるのは、そういう骨格形成をしていくための本来の道路整備と、こういう政策的な形で入ってくる関連付けの道路整備と、それをどのように整理をされてるのか。そういう説明責任がないと、前からずっと順番で待っておられるところがなかなか実施できないじゃないですか、地域のほうの本来その生活に関連するような道路整備が進んでいかない。なのに、こういうところがどんどんどんどん入ってくる、横から入ってくるという失礼な言い方ですけど、政策的なものが入ってくると、本来建設部がやろうとされてる道路が進まないですね。だから、そこをどのように整理をされてるんですかということをお尋ねしてるんです。

○神吉委員長 本来、建設部で持っておられる順序が狂うということがあるんですか。お答えください。

石垣次長。

○石垣次長兼建設課長 優先順位の中には当然入っておりません。ですから、先ほど大畑委員おっしゃりますように、政策的なもので建設課が実施するということでございます。

○神吉委員長 補足ありますか。

太中部長。

○太中建設部長 少し補足説明させていただきます。

これまで建設課として優先順位を整理しておった市道の道路改良工事、これと病

院の進入路、これにつきましては事業がまず違うということをご理解いただきたいと思います。病院の造成工事の一環としての進入路工事、これを建設部が今回担っているというようなことで、一般の市道の道路整備とは一線を画するものでございます。ですから、これとは先ほど石垣次長が申しましたように、それとはまた分けてということで、この整備の中には入っていないということでございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 そのように分けてあるということは分かりましたが、私が心配してるポイントは、道路改良に要する費用というのは大体決まっていますよね。そのことがほかから政策的なことが入ってくることによって、本来のことをできなくなっていないですかという心配なので、そこは枠としてちゃんとありますということをお願いしたらそれでいいわけです。

○神吉委員長 太中部長。

○太中建設部長 それにつきましてはこの事業自体、土木費ではなくて総務費で計上されております。私どものほうが予算要求しておりますのが土木費ですね、これで道路新設改良をやっているわけなんです。ですから、その枠が縮減されたら、明らかに縮減されたということはございません。

ただ、建設部で担当する上ではやはり人的な負担というものは一定出てきますけれども、予算的なものではございません。

○神吉委員長 続きまして、新病院は、八木委員。

○八木委員 本当であれば、これ次の質問は市長公室で聞く分だったんですけども、そちらのほうから建設部でということで建設部のほうにお伺いいたします。

主要施策のほうは20ページなんですけども、先ほども病院の進入路のことだったんですけども、その進入路において景観に配慮した街路樹や、また歩行者通路などの設置はされるような予定になってるのでしょうか、ちょっとお伺いいたします。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣次長兼建設課長 まず街路樹についてお答えします。

現在、設計中ではありますが、街路樹の植樹は計画はしておりません。植樹をすると景観的にはよくなりますが、後の維持管理に費用がかかるため、植樹は考えておりません。

また、歩行者通路、歩道ですね、片側の歩道を整備予定としております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

続きまして、八木委員お願いします。

○八木委員 続きまして71ページの橋梁長寿命化事業なんですけども、この工事、ずっとされてる工事なんですけども、契約のときに仕様書等書かれていると思うんですけども、現場での点検者ですね、その方が有資格者が書かれていると思うんですけども、その方は毎回の点検に来られているのでしょうか。そしてまた、そのときにも市の職員は同行されて一緒にやられているのか、ちょっとお伺いいたします。

○神吉委員長 大田副課長。

○大田建設課副課長 質問ですが、道路橋梁点検の業務については道路橋梁点検士、技術士、コンクリート診断士及び相当の実務経験、専門知識を有する者と発注時の仕様書に明記しております。資格者または実務経験を有する者がもちろん点検も行っております。

2点目の市の職員も同行しているのかについてですが、損傷があり、補修が必要と判断されるⅢ判定以上の橋梁については、現状確認並びに修繕方法などの対策を決定するため、市職員も現場に立会い行っております。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 それでは市の職員の方は、何かあったときには現場に行って確認するということでよろしいのでしょうか。

あと、その有資格者の方は毎回その点検時におられて、一緒に点検、ほかの方と一緒に点検されてるということでよろしいのでしょうか。

○神吉委員長 大田副課長。

○大田建設課副課長 市の職員は先ほども申したんですけども、Ⅲ判定以上の修復する箇所、または先ほど委員も言われたように現場にちょっと来て見てくださいというような立会いにおいて立ち会っております。

資格者についても発注したときに仕様書に書いているのと同時に、どういう資格を持っている者が現場に入るのかというところで届出もいただいており、その方が入っていることも確認しております。

以上です。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。

移住・定住支援事業も、八木委員お願いします。

○八木委員 続きまして72ページの移住・定住支援事業なんですけども、これを見ますと2021年度、子育て世代が住みたい田舎ランキングで近畿エリアの中で8位となって

います。これ本当に喜ばしいことなんですけども、現状を見ると結構若い世代の方は下のほうに出られてる方が多いと思われるんですけども、この8位になつてるといふことを見て、子育て世代と各種施策ですね、市の施策とどのようなマッチングをしようとされているのか、ちょっとお伺いします。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 失礼します。まず初めになんですけども、ランキング8位ということにつきまして説明をさせていただきます。

当ランキングにつきましては宝島社という出版業者が発行する月刊誌「田舎暮らしの本」の企画で毎年行われてる企画でございます、各自治体職員が移住支援策や医療、子育て、自然環境、就労支援、移住者数などを含む276項目のアンケートに回答し、宝島社が独自に数値化したランキングでございます。今年度は全国で751自治体がアンケートに参加しておりまして、人口別に5グループに分けてランキングがされています。

ご質問の、子育て世代が住みたいまちづくりで、当市は近畿エリア72自治体中8位と初めてランクインをさせていただいておるところではございます。その中で子育て世代と各種施策とのマッチングをどのように進めるのかということでございますけれども、現状、住宅土地政策課としましては子育て世代と各種施策をマッチングするような取組はございませんが、当課としましては子育て世代を応援する「森林の家づくり応援事業」における住宅取得支援や空き家バンク制度における中古住宅の情報提供、空き家改修支援事業を実施し、宍粟での子育て支援をしております。

そのほか、他の部署での施策ですが、18歳までの医療費無料制度、第3子以降給食費無料制度、しそくスクスク応援券など実施しており、これらの情報を宍粟市公式サイト「森林の家族時間」を通じ、情報発信を行っているところでございます。

○神吉委員長 続いて同じ事業で、今井委員お願いします。

○今井委員 同じところで、私は通勤・通学費の助成の部分でお聞きします。

これ決算委員会等々のこちらのほうの意見として、一応期間も終わって一定の成果があったかどうかということところで、廃止も含めて再検討していくべきじゃないかという提言を出させてもらってると思います。それを受けた中で当局のほうは、それでもやっぱり3年はちょっと延長してもう少し様子を見たいということ、そのアンケートをしたりとか実績調査をしたりとかっていうふうなことをして、あと3年ちょっと延長したいというようなところが出てきたものだと思います。

そういう中で、取りあえずそういうアンケートとか実績調査とかっていうのは具体的にいつ頃からどのように行うのかというの、それをお聞きします。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 失礼します。アンケートについてでございます。

アンケートにつきましては、大学や専門学校を卒業する方を対象に毎年アンケートを採っておるという現状でございます。

また、当事業におきましては令和4年度当初予算編成に関わる議会に対するご質問、意見をいただいておりますところで回答させていただいております。この事業自体としましては平成27年度より開始し、令和3年度で7年が経過いたしました。現在の補助要綱は令和6年3月を事業の終期と定めていますので、遅くとも令和5年度の上半期にはこれまで議会からいただいておりますご意見や実績、またこのアンケート結果を踏まえまして制度の問題点を検証し、その廃止も含めた方向性を出していきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 ということは、こちらが間違ってたのかな。令和6年までの事業なんで、3年延長するとかじゃなくて、もともとあった期間はやりたいという、そういうことでしょうか。

○神吉委員長 池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 失礼します。この事業につきましては令和2年度に二度目の終期を迎えておりまして、令和2年度に今後、令和3年度以降、継続するかどうか検討した結果、令和5年度までは継続してやりたいというふうに内部のほうではいたしておりまして、現在、既に京阪神のほうにこの事業を使って通勤・通学してる方がいらっしゃる中で、なかなか即廃止というようなことはできませんので、現行の令和6年3月の事業の終期までは是非やらせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。そしたらこの前の決算委員会とかその辺のときの意見とか、その辺もちょっと私だけかもしれませんが、こちらが把握ができてなかったのかもしれませんが。

一応、そういう形でこちらもまた考えさせていただくということでさせてもらい

ます。

○神吉委員長 今、利用の方が終了するまでという解釈でいいんですか。それとも、まだ申請を受け付ける、そこを委員は聞いているんですけど。

池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 失礼します。現在の要綱が令和3年度から令和5年度までというふうな終期を、期間を持っていますので、その間はやりますというように市民の方にも周知しておりますので、この間につきましてはやらせていただきたいと。その後につきましては先ほど課長のほうも言いましたとおり、令和5年度の上半期にはこれまでのご意見とかアンケート、実績等を検証しまして、それ以降、廃止も含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 そしたら今、委員長のほうが言っていたきましたような形なんですけども、結局、今年、来年、再来年の新規の募集みたいな形も恐らく多分あるんだろうと思うんですけども、その場合においては令和5年度末で終わるかもしれないという、その周知はしてもらった上での募集になるということですか。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 言われますように、最終年度におきましてはそういったトラブルがないように、先ほど回答させていただいたんですけど、令和5年度の上半期には何らかの方針を出していかなくてはいけないと。そのためには令和4年度にはそういった着手していきながら検討して、もし令和5年度でそういったような変わるというようなことがあれば、それも合わせて令和5年度にそこら辺を周知を図りながら、市民の皆さんにご迷惑、または誤解を招かないような形で進めてまいりたいと考えております。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 そしたら、とにかくトラブルが起こらないような形で進めていってください。お願いします。

○神吉委員長 次、同じ事業で津田委員お願いします。

○津田委員 それでは同じところで、東京圏在住者移住支援についてです。

東京圏在住者に限定して移住支援金を支給する理由と4年度の実績内容と目標についてお聞かせください。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 失礼します。当事業につきましては、国が東京圏の過度な一極集中の是正等を目的としまして平成31年度に事業を創設し、兵庫県と県下36市町が協働して実施してる事業でございます。現行におきましては東京圏域在住のみが当事業による移住支援金の対象となっております。

財源的には国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担と、こういった割合の事業となっております。

兵庫県の取組になりますが、都内には兵庫県の移住相談窓口「カムバックひょうご東京センター」、こちらのほうを設置し、専門の移住相談員を配置し、移住関連の状況提供や各市町への取り次ぎを含む移住相談を実施しておるといったところでございます。

また、目標数値についてでございますけど、当市としましては予算要求しておりますけれども、1世帯。また、県全体につきましては移住就業者数、こちらのほうが100件、移住企業者数が毎年10件と、こういった目標設定がされているといったところでございます。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 分かりました。これ、もともと東京圏か、国の施策でやってた部分だと思うんですけども、先ほどの答弁の中で県が移住センターについていうことだったんですけども、市として単独で何か動くとか、そういったことはもう一切ないんですか。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 言われますように、市としてこの事業に単独でということはないんですけども、そういう県のそういった移住センターのほうからご連絡いただいた場合はそういったところに対応していくというような形になっております。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 分かりました。

あと先ほど、八木委員のところに関連で1点だけ確認なんですけども、宝島社の移住・定住のランキング出てるんですけども、ここで実際、ランキングといっても結局点数だけ、その市町村から出したこういう取組してますよという点数づけの中でのランキングなんで、これに沿って移住者が来てるわけでもないと思うんですけども、実際、その点数づけられて、結果が今回出てますよね。例えば、いろんな市町村の取組であったりとか。そういったのを検証されて、宍粟市としてこの辺が足りないから4年度これやっていこうとか、そういうことを取組というの、何か新

たなものあるんですか。

○神吉委員長 池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 失礼します。この度、ランクインをしたわけなんです
が、例えば上位の1位である豊岡市さんなんかとははるかな点数の差がございまし
て、なかなかそこには追いつけてないんですが、ただ、これまでやってきておるこ
とを粘り強くやっていくという、令和4年度についてはそのように考えておるとこ
ろでございます。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 ということは、例えばこれを参考にして、他市町の事例を見ながら何か
参考に新しいこと始めたということはないということでしょうか。

○神吉委員長 池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 おっしゃるとおり、令和4年度につきましては新たな
取組はございません。

失礼します。

○神吉委員長 同じところで、大畑委員。

○大畑委員 移住・定住のところで、ちょっと森林の家づくりに入る前に通勤・通学
の関連質疑をさせていただいたんですが、先ほどのやり取りについては承知をいた
しました、京阪神への通勤・通学についてはね。

議会のほうからずっと申し上げてたのはそのこともですが、一番転出が多い姫路
近辺ですとか、そういうところへの通勤・通学制度も考えていただきたいというこ
とをずっと申し上げておりました。こないだ播磨道の開通も含めて市長のほうから
も新たな通勤・通学のことも考えていかなければいけないということもおっしゃっ
てましたんで、そういう展開についてのお考えは今のところどうなってるのか、そ
こをお伺いいたします。

○神吉委員長 答弁できますか。事前の通告がないんですけれど、なければないで。

大畑委員。

○大畑委員 ずっと申し上げてたのは、近隣へ転出者が多いので、そういう方々への
通勤・通学、通学よりも通勤のほうが多いでしょうかね、そういう制度設計が要る
んじゃないかということをやっと意見として出てたと思うんですね。それらに対し
ての考えはどうなってるんでしょうかということに関連でお伺いします。

○神吉委員長 検討をしたかどうかというところで答えてください。

池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 失礼します。現制度では大畑委員がおっしゃるとおり、中播磨、西播磨以外の地域が対象となっております。その点でこれまでもずっと議会からのご意見もいただいておりますとおり、西播磨、中播磨、対象すべきではないかというようなところなんです、これにつきましては人数規模も大変大きくなっていくというところで、財政的な課題も多くあるというところで、現在取り組めていないような状況です。

先ほど、播磨道の開通のこともございましたとおり、今後、播磨道の動きなども見極めていきながら、今度、現在の制度が令和5年度には終わってくるので、その辺りで拡充とかいうようなことも、また高校生への支援とかいうふうなこともこれまで意見いただいておりますので、その点、令和4年、令和5年で検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 ありがとうございます。

それで家づくりのほうをちょっと質疑させていただきたいんですが、資料提供いただきましてありがとうございます。これ見せていただきますと、2つの制度が混在してるかと思えます。40歳以下、または中学生以下の子どもを有する世帯の転入、市内への転居、それから全くそれとは関係なく、年齢要件なしの転居に対するものと2種類あるというふうに解釈いたしました、この実績のところの転入というのがその対象者1のところの数、転居というのが対象者2の数というふうに解釈してもよろしいのでしょうか。まず、この表の見方から教えてください。

○神吉委員長 池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 失礼します。大変ちょっと分かりにくい資料で申し訳ありません。転入につきましては対象者1の方でございまして。転居の数につきましては40歳以下の方及び対象者2の市内在住者で住宅を新築される方、年齢要件なしと、このような方も転居には含まれております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 それで1つは、どの辺りの地域に転入なり転居がされてるのかということで、地域的な偏在がどうなってるかということをもまず1点質問したいのと、それからこの転入、転居の目的もそうですけども、それに際して地域材の利用とか市内業者の建築ということの2つの要素も加味されておりますので、そういうものをど

のぐらい進んでるかを見たときに、結構市内事業者の活用が少ないなということを思います。この辺の課題、何かあったら教えてください。

それと宍粟材の活用が進んでないというふうに思うのですが、この辺りについての分析がもしできておれば教えていただきたいと思います。

○神吉委員長 池田副課長。

○池田住宅土地政策課副課長 失礼します。数値的なところなんですけど、例えば令和3年度の新築の62軒、これの内訳につきましては山崎が55軒、一宮が6軒、波賀が1軒、千種が0。中古の13軒の内訳としましては、山崎が8、一宮1、波賀2、千種2というような状況になっております。

地域材や市内事業者活用についてもその比率で散らばってるというようなところでごさいます。地域材の活用につきましては昨年度より制度のほうも拡充しまして、これまで最大20万円だったところを上限40万円と令和3年度に見直しまして、若干ではありますが増えておるような状況でございます。市内事業者活用につきましても、一時はもう少し増えてくる傾向があったんですが、現在についてはやはり安さを追求される方が結構いらっしやいまして、市外業者の安く家が建てれるというようなことを宣伝しておる業者が市内でも多くの新築住宅を建築しているような状況に至っておるところでございます。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。そうなりますと、やはりこの市内業者とか地域材のところインセンティブを持たせた制度設計でも効果がないというふうには思うので、どちらかと言いますと山崎に非常に多くの方が転居なさってるし、そうならざるを得ん状況がありますよね、今の。でも、一方で市は生活圏の拠点づくりを行って、第一のダム機能、役割を果たすんだということでやっていますから、今言いました効果の発揮してない部分の費用をどちらかと言うと地域のほうに振り分けて、北部に構えることによるインセンティブを持たせていくとか、そういうふうにして誘導していくような策の考え方はございませんでしょうか。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 ご指摘のとおり、状況としましてはそういった山崎町内のご利用の方が多いのかなというのは調べていく中では出ておるところでございます。ただ、事業としましてはやはり移住・定住というところの中で宍粟市全体を考えた場合に、第二のダム機能の中でそこを補っているのかなというところでは捉えてお

るところです。

現在、第一のダム機能のそういった拠点づくりの中に回せないかというところなんですけども、当課としましてはやはりその宍粟市全体で第二のダム機能までを考えた上での事業というような形で、できれば進めていきたいなというふうに考えて取り組んでおるといったところなんです。

○神吉委員長 次の事業行きます。

最上山公園は、垣口委員。

○垣口委員 この事業内容の中にトイレの改修が2か所、それと新設が2か所、それが事業内容に盛り込まれてますけども、まず最初にお聞きしたいのがトイレ5か所を撤去されます。これで不足が出ないのかっていうのが1点と、それをどこが維持管理されていくのかということをお聞きしたいのが1番目。

2番目としては、立木伐採に関してですけども、展望台の南西側を伐採される予定になってますけども、東側いうんですかね、東南側のほうは今回されないのか、されない理由があるのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○神吉委員長 小坂副課長。

○小坂住宅土地政策課副課長 ご質問にお答えします。

まず1点目のトイレ5か所を撤去した場合の不足はないのかというところですが、撤去する5か所についてですが、この部分は最上山整備が行われたときに整備されたものでして、かなり古くて利用頻度が低かったというところで撤去をして、なおかつそれを集約した新たなトイレを最上山のところに1か所設けております。そのことによって不足が生じているというところは現在、ご意見をいただいとるという実績はございません。

あと、それをどこが管理をするのかというところですが、管理については市のほうで管理をしております。ただ、清掃業務ですとかごみ拾いなどについては委託をして管理をしていただいとるというところがございます。

2点目の展望台付近の伐採事業についてですけども、今年度についてはお手元に事前にお配りしている資料にお示ししている範囲の部分、これが市有地になります。この市有地の部分からまずは伐採を進めていきたいと思いますというふうに考えております。ご質問にある東側については民地がございます。その部分については今年度、民地の所有者と協議を行いまして、協力を仰ぎながら来年度実施に向けて動いて行けたらというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 垣口委員。

○垣口委員 ということは、東側が例えば私有地や民有地で、できないということではないんですね。

○神吉委員長 小坂副課長。

○小坂住宅土地政策課副課長 あくまで民地の所有者さんの同意が必要でございますので、同意がいただけるようにこちらは努めてまいりたいというふうに考えております。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。

八木委員。

○八木委員 そしたら私の74ページ、水道施設改良事業について伺います。

西河内のほうで前処理装置導入、今年度、導入されたと思うんですけども、来年度から染河内浄水場のほうにそれをまた導入されるような予定になっているんですけども、それで今年度、西河内に導入された設備の設置の前と後での比較検討というのはされたのかということと、あと染河内に納める装置のほうはそれと同じものを使うのか。また、検討されて違うのを導入されるのかということをお伺いいたします。

○神吉委員長 坂井次長。

○坂井次長兼上下水道課長 失礼します。それでは八木委員のご質問にお答えします。

委員もご存じであると思えますけれども、西河内浄水場につきましては浄水システムが膜処理という方式で行っております。

次に染河内浄水場ですが、ここについては急速ろ過方式の浄水場でありまして、沈殿池を有する施設となっております。

前述の膜処理方式の浄水場については、一般的には沈殿池は配置しません。そのことから、西河内浄水場においては沈殿池がございませんので、前処理装置を新たに導入するという方法で対策を実施しましたけれども、染河内浄水場につきましては沈殿池を所有しておりますので、前処理の方法としましては選択肢が広まるということになります。

そのため、令和3年度では基本計画としまして、染河内浄水場の既存の施設、つまり、沈殿池の改良等も考慮しましたダクト前処理について検討を行っております。

比較しましたのは、1つとしましては新たに井戸を新設して新水源の開発をするという方法と、2つ目としまして既存の沈殿池における薬注設備の改良、3つ目とし

ましては西河内で導入したような前処理設備の導入、そして4つ目としましては配水池の増設という、そういう4つの工法を比較検討を行いまして、最終的には最も効率的でさらに安価に改良が行える既存沈殿池における薬注設備の改良による工法に決定をしております。

それと西河内の実際設置した後の内容がどうだったかということにつきましては、西河内の前処理装置につきましては12月に工事検査を実施しまして竣工したんですけれども、この12月から3月までですけれども、降雪は多くあったんですけれども、この3か月間におきましてはまとまった降雨がなく、ダクトが上昇することが幸いにしてなかったもので、よって実数値での効果ということに関しましてはなかなかちよっと比較するいうのがなかなか難しいんですけれども、参考までに3月2日に降雨があったんですけれども、そのときのデータとしましては原水ダクトの平均値が0.4で流入してきまして、前処理後のダクトは0.1以下ということで処理をしたということになっております。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 分かりました。私もよく知ってるんですけども、西河内のほう、雨が降ればすごく原水ダクトが上がるということで、いつも処理のほう止まって配水池の水位のほうで低下してるというのがよくありましたんでね。是非とももう少し、一昨日の雨でもかなりの比較ができるんじゃないかなとは思ってますけども、少しでもよくなるのであれば、それでお願いしたいなと思います。

染河内のほう、安くできるということであるんで、そのほうをもっと進めていってもらいたいなと思います。

以上です。

○神吉委員長 次は、林委員お願いします。

○林委員 75ページの関係なんですけども、これ財源の内訳の関係ですけど、国庫支出金750万円上がってんですけど、これ国庫支出金の中には交付金とか補助金とかいろいろありますわね。これは何なんですか。

○神吉委員長 水道老朽管更新事業について、さっきの質疑です。

坂井次長、お願いします。

○坂井次長兼上下水道課長 失礼します。林委員のご質問にお答えします。

令和4年度に実施します水道老朽管更新事業につきましては、波賀町飯見地区における幹線配水管の更新事業と、庄能地区で国道横断間の更新事業、この2つにな

ります。

飯見地区の事業につきましては水道ビジョンのほうにもお示ししておりますけれども、波賀町の基幹管路がV P管であるということから、宍粟市全体の老朽管更新計画に先立ちまして、緊急対策として実施していくものでございます。

この事業につきましては、配水池から配水池間等への長距離にわたる波賀町全体の更新計画に基づき実施するもので、一部補助対象にならない工種もあるんですけれども、これに関しましては補助事業として採択されますので、委員ご質問されている国庫支出金については飯見地区の事業に係る国の補助金の事業でやるということになります。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 上水道へなかなか補助金がないんで尋ねたんですけど、補助金が付く事業もあるんやね。あるんでしたら、そういう有利な補助金を活用してやってほしいなと思います。

○神吉委員長 坂井次長。

○坂井次長兼上下水道課長 積極的に保健所や県と協議を重ねながら、今後、更新事業がだんだん増えてきますんで、補助採択できるものは積極的に採択してもらって、補助の率いうんが4分の1であったり3分の1であったり割と少ないもんなんですけれども、活用していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○神吉委員長 次の水道事業特別会計で、大畑委員お願いします。

○大畑委員 特別会計のほうなんですけど、ちょっとあっち行ったりこっち行ったりするので分けて質問させてもらいます。

まず①、②のほうから聞くんですけども、委員会資料の27ページに水道特別会計の表を出していただけてますが、この中で2つ教えていただきたいんですけど、1つは高料金対策補助金が1,400万円減額しておりますが、これの内容を教えてください。

もう1点は、令和4年度から新たにスマホ決済の導入システムに対する補助金が出されるということなんで、これのメリットとしてどういうことがあるのか教えていただきたいと思います。

それから2つ目ですが、企業債の返済に対する市の繰出しというのは2分の1じゃないかなと思うんですけども、そのようになっているのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○神吉委員長 小池副課長。

○小池水道管理課副課長 失礼いたします。まず、私のほうからは高料金対策補助金の減額の理由について説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず、高料金対策補助金につきましては、資本費単価と繰出基準額の差額に有収水量を乗じた額となります。今回計算の上で、資本費単価が下がりました繰入れの基準額が増えたことによりまして、その差額が4円縮まったということによりまして1,400万円の減というようなことになっております。

以上です。

○神吉委員長 宮本次長。

○宮本次長兼水道管理課長 続いて、スマホ決済の導入の改修のことをございます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために、人との接触をする機会を減少させることを目的として、水道料金のスマホの決済を導入するものです。

財源につきましては、全額を新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の臨時交付金を活用しております。

システムの改修につきましては、改修というのではなくて、大がかりなハードな改修事業ではなくて、収納時に対応可能なバーコードを追加した納付書の様式の変更とか、新しい納付書のレイアウトに対応できるように料金システムを改修するものでございます。

スマホ決済としておりますが、バーコード付きの納付書にすることでコンビニ収納も可能となります。24時間365日利用できることで、利用者の利便性が向上することで回収率のアップも図れると考えております。

以上です。

○神吉委員長 小池副課長。

○小池水道管理課副課長 失礼いたします。企業債返済に対する市繰出基準についてというところなんですが、総務省の繰出基準につきましては基本的に元利償還の2分の1となっておりますが、一部過疎債などの交付税の上積みがあるものについてはその交付税の上積み分とか、災害復旧事業に伴うものについてはその全額の繰出しを行ったりしておりますので、若干そういうところで単純に2分の1以外の部分も若干含んでおるということをございます。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 高料金のところで再質問させていただくんですが、先ほど減額理由を教

えていただきましたが、単純に私理解できてないかも分かりませんが、資本費のことをおっしゃいましたが、給水原価自体が269円以上になる部分に対して有収水量をかけたものもこの高料金対策の補助金対象になるというふうに思うんですけども、これは要はもともと簡易水道だったものを統合することによっての高料金対策だと思ってるんですね。そうすると、給水原価というのはどんどん高くなってるんじゃないかなというふうに思うんです。そういう範囲が広がってるものかなと、増えてるといふふうに感じておったんですけども、そういう認識ではないわけですね。間違ってるわけですか。ちょっと分かりやすく教えていただきたい。

○神吉委員長 小池副課長。

○小池水道管理課副課長 この高料金対策補助金の要件というのがございまして、資本費の単価が150円以上ですと、給水原価が261円以上ですと、供給単価が182円以上ですとというようなまず1つ条件がございまして、その条件をクリアした場合に、高料金の計算につきましてはその資本費単価と基準額、資本費単価が資本費の基準額を超える部分に対して有収水量をかけた部分が高料金対策の補助金というようになります。

ただ、その資本費につきましては減価償却とか支払利息いうものが年々減っておりますので、資本費としましては徐々に減額の方向に向いております。

その流れで減価償却進んでいることと支払利息が減少していることなどから、資本費の減少が生じておるといふようなところで、補助金につきましてもちょっと減少傾向にあるといふようなこととございます。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 資本費のところをすごく強調されるんですけど、給水原価自体が261円とおっしゃいましたが、その総務から頂いてる資料では269円以上の部分に関係するものというふうになってるんですね。だから、単純に言って、飲んでる人がだんだん少なくなっていくと給水原価というのは上がっていくんじゃないかと。施設たくさんありますからね。ですから、水作るのに非常に高くついてくるんじゃないかなと思うんですね。ですから、逆に高料金対策の補助金を入れないと運営ができなくなっていくんじゃないかなというふうに私理解してたんですけど。どんどん減っていくということになったら、水道会計大変になっていくんじゃないかなというふうに思うんですけど。

○神吉委員長 割合とその原価の違いのことかもしれません。お願いします。

大谷係長。

○大谷水道管理課係長 失礼します。ここにあります給水原価の条件といたしますのは、まずは高料金対策補助金の対象になるかどうかというのを判断するための基準としてあるものでございまして、この高料金対策の趣旨としましては、地形的要因等で資本費が高額となっておる団体に対して繰出しを行うというものですので、資本費の基準以上の部分について補助金が充たるというところになっております。

この資本費の算定方法というのですが、減価償却費と利息、これが基準になっております。減価償却費なんですけれども、宍粟市の場合は水道事業としてまだ新しく整備した部分でありますので、減価償却費がまず一定、償却がほとんど終わっている段階にあります。

ただ、その償却期間が終わったからといって、すぐには更新せずに長寿命化を図るとというのが今の水道ビジョンにもありますような更新計画を立てておりますので、これから先は宍粟市全体の減価償却費としては下がっていく傾向にあると見込んでおります。

そのため、宍粟市としては資本費単価は下がっていく傾向にあると。おっしゃるとおり有収水量は減少していくんですが、それ以上に更新工事を圧縮して長寿命化を図ることで、資本費単価として計算したときには下がっていく傾向にあるというふうに見込んでおります。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 ありがとうございます。

そしたらちょっと次、3番、4番のほうへ移らせていただくんですが、予算書の6ページに令和4年度の配水施設の工事ということで、1億8,800万円余りの工事費が計上されておりますが、これについての内容を教えてください。

それからもう1点は、部局資料の14ページに収益のところでも長期前受金の戻入が1億9,500万円ぐらいあるんですが、これについての内容を教えてください。

○神吉委員長 宮本次長。

○宮本次長兼水道管理課長 それでは令和4年度の配水工事の内訳でございまして、内容につきましては予算書の28ページに予算明細書をちょっと添付させてもらっております。そちらのほうを一度ご確認願いたいんですが、28ページのところに配水施設工事費として1億8,835万7,000円というのが左側の上のほうに数字が書いてあるかと思うんですが、これが全体の工事費で、内訳につきましては各節をち

よっのご説明させていただきたいんですが、2節の給料から6節の法定福利費までは正規職員2名分と会計年度任用職員2名分の計4名分を予算計上させていただいております。

また、15節の委託料ですが、染河内の浄水場施設改良詳細設計業務及びその他の設計管理業務を計上させてもらっております。

19節の修繕費につきましては、上寺の浄水場ほかのポンプや機器の更新費用について計上しております。

23節、工事請負費につきましては、飯見や庄能地区での老朽配水管の更新工事などを計上させてもらっておりまして、そのトータルが1億8,835万7,000円ということになっております。

以上です。

○神吉委員長 小池副課長。

○小池水道管理課副課長 私のほうからは長期前受金戻入についての約1億9,500万円の内容ということのご説明をさせていただきます。

長期前受金戻入につきましては、これについては過去の償却資産の取得やとか建設改良に伴い交付される補助金、一般会計の繰入金等についてを長期前受金として収支上計上しまして、それを資産の減価償却に対応する額を長期前受金戻入として順次収益化するもので、特に現金が動くものではないということになります。

これの内訳につきましては国県の補助金が1億4,900万円、一般会計の繰入金金が2,700万円、工事負担金が約1,800万円というような内訳になってきております。

以上です。

○神吉委員長 続いて、水道施設台帳整備事業は、津田委員です。

○津田委員 それでは主要施策78ページの水道施設台帳整備事業についてです。

電子データ化を行うと書いてありますんで、それに伴うものなのかなど、増額理由なんですけども、その辺りの詳細をお聞かせください。

○神吉委員長 坂井次長。

○坂井次長兼上下水道課長 失礼します。それでは津田委員のご質問にお答えいたします。

水道施設台帳整備事業につきましては、令和3年度に基幹管路についての台帳整備を行っております。令和11年度以降により計画しております基幹管路更新事業の基礎資料となるデータの整備を行いました。令和4年度につきましては管路以外の施設について台帳整備を行うもので、対象施設としましては取水施設、導水施設、

浄水施設、配水池施設、それから加圧施設及び減圧施設で、施設数で言いますと200を超える施設数となります。その施設に設置されている電子機器からポンプ設備及び土木施設に至る全ての設備について電子化を行いクラウド化するもので、管路施設台帳整備に比較して相当の作業量となります。

また、管路台帳につきましては既存のCADシステムによりまして図面を管理し、エクセルによるデータベース管理を行っておりますけれども、今回の台帳整備につきましては厚労省が作成しました水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドラインにより、クラウドタイプでのシステム構築を行う計画でありまして、昨年度に比較して事業費がアップしております。

いずれにしましても今後の水道施設更新に備え、質の高いアセットマネジメントを実践する上で必要不可欠な事業であると考えております。

以上です。

○神吉委員長 続いて、道路維持補修事業で、大畑委員お願いします。

○大畑委員 同じくですが、道路維持補修事業の5件分というふうに上がっておりますが、これの内容について教えてください。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣次長兼建設課長 道路等公共施設修繕補助金5件の内訳でございますが、現在、4件の要望を聞いております。それ以外にも相談中のものが1件ございます。

内容につきましては水路修繕3件、里道修繕2件の合計5件となっております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 ここの道路維持補修といいますのは、要は里道水路のわけですか。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣次長兼建設課長 おっしゃるとおり里道水路です。

○神吉委員長 以上でよろしいね。

同じく、大畑委員お願いします。次の事業です。

○大畑委員 続いて同じところなんですけども、交通安全施設事業について、予算書で言いますと121ページですかね、ここに測量業務等の委託料1,000万円と、それから工事請負1,060万円、これを交通安全施設工事費というふうに測量と工事と分けてあるんですが、それぞれの内容について教えていただきたいのと、それから目的は通学路の安全対策だろうと思うんですが、いつも教育委員会等々と協議をしながら交通安全の整備箇所が決められてると思いますが、そこで確認されてる場所が今

年度予算で全て完了になる見込みなのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣次長兼建設課長 工事請負費の地区分けでございますが、まず管内別で申し上げますと、山崎1、一宮2、波賀2、千種1の合計6か所を予定しております。

内容といたしましては、転落防止策設置、歩道の舗装修繕、ガードレール設置となっております。

通学路対策につきましては、まず設計でございますが、嶋田与位線の落石対策に関する設計と工事につきましては一宮と波賀での工事、合わせて合計1,360万円となっております。

最後に、それで教育委員会との通学路対策が全て令和4年で完了するのかということでございますが、平成26年度から通学路交通安全推進協議会というものを立ち上げまして、3年に1回の合同点検、それで各種団体、国交省、県警察、学校、PTA、教育総務、建設課、それから防災ですかね、そこの合同点検を行いまして、そこで要望が上がってきたものを建設課のほうで工事をしているという状況でございます。過去にですが72か所ありまして、令和3年度をもちまして残り3か所となる見込みです。それで令和4年度におきましては3か所のうちの1か所を工事、1か所を設計ということになります。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 説明分かりました。残り3か所のうち1か所工事、1か所測量ということになりますと1か所残っておりますが、そこをどういうふうに。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣次長兼建設課長 1か所につきましてはちょっと国道との交差点のところでございます。国交省とも協議を重ねながら、今後進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 それは令和4年度で対応できる見込みでしょうか。これでもって一応今の段階での交通安全対策については、今の協議に基づいた中では完了というふうに認識してもよろしいでしょうか。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣次長兼建設課長 国交省絡みのところにつきましては多分そんな簡単に工事ま

ではいけないと思うんです、年度中には。だから、ちょっと時間がかかるのかなと思っております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 私ども、教育委員会部局からいろいろ、それぞれ市道、県道、国道という道路管理者ごとにどういう箇所での課題があるかというの資料いただいてまして、たくさんあるんですけども、一応市道の関係で言いますと、この令和4年度で完了すると、国道との関係は残りますが、それ以外のところを含めて完了するという認識でよろしいですか。

○神吉委員長 石垣次長。

○石垣次長兼建設課長 そのおっしゃるとおりで結構かと思いますが、1か所の設計、令和4年度1,000万円上げておりますが、その箇所が今度5年度以降の工事となりますので、4年度末には2か所残るのかなという予定でございます。

以上です。

○神吉委員長 続きまして、林委員お願いします。

○林委員 予算書のほうの一般会計117ページの土木費、そのうちの工事請負費ですけども、この中で特定空き家の解体工事費で上がってんですけど、それが45万円なんです、予算額が。それでえらい解体にしたら安いと思うんですけども、どういう工事の内容なんですか。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 失礼します。予算書117ページ14節の工事請負費に特定空き家等解体工事費45万円を予算要求しておるところでございます。

管理不全な空き家や特定空き家等においてはその所有者が自ら是正することが原則でございますけども、緊急に周辺住民や通行人の安全を確保する必要がある場合などにつきましては、必要最低限の措置を講じることができるよう条例で規定しているところでございます。予算要求額につきましては、安全を確保するための緊急安全措置における工事費を要求しておるといったところでございます。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 緊急安全工事ということで、ほんなら家屋の解体ということではないんですね。

○神吉委員長 どのような工事か。

谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 言われますように、大きな建物全体を取り壊すということではなく、あくまでも必要最低限の安全措置を図るといったところの中で、ちょっと軒下が崩れかけとんやというようなところで、周辺住民に影響があるんだったらちょっとそこを補強するなり、そういったような、どちらかというとも最小限の安全策を措置をするというぐらいの工事になってまいります。

○神吉委員長 同じでしょうか、特定空き家除去です。

大畑委員お願いします。

○大畑委員 同じ予算書の117ページなんですけども、私のほうは補助金のほうで除却事業なんです。さっきの解体とは違いまして除却事業の、5件で666万円上がっておりますが、この内容について教えてください。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 失礼します。特定空き家等除却事業補助金としまして、5件666万円の予算要求をさせていただいております。

内訳としましては、1件当たり上限133万2,000円の5件分というふうな積算としております。

当事業につきましては特定空き家に認定する空き家に対する支援でございまして、これまでに認定し助言指導を行っております3件の特定空き家と、あと令和4年度においてこれから認定していこうとしております2件分を合わせた5件分の予算要求とさせていただいております。

財源内訳につきましては補助対象経費、国が3分の1、県が6分の1、市が6分の1、そういった財源内訳となっております。

所有者負担としましては3分の1の66万8,000円、仮に解体費が200万円とした場合には66万8,000円は所有者負担というふうな、こういった形になってくるかといった事業でございます。

○神吉委員長 説明は終わりました。

大畑委員。

○大畑委員 その国の200万円という限度額があるんかどうかわかりませんが、133万2,000円にされてる意味は何なんですか。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口住宅土地政策課長 言われますように、大本にその国の特定空き家の除却事業というのがありまして、それに準じた事業で取り組んでおるというところで上限額がありまして、そこを計算していくと133万2,000円になるんですが、じゃあ、それ

に対する割戻しの対象経費を計算すると200万円になってくるといったところの中で、よく私たちも相談させてもらうところにはそういった説明の中で進めさせていただいておるといったところでは。

以上です。

○神吉委員長 以上で事前質疑をいただいております質疑は終了しました。

ほかに関連するところで質疑を認めますが、ありましたらどうぞ挙手してください。

ありませんか。

それではこれで建設部の審査を終了します。説明職員の皆様、ありがとうございました。

次回は16日水曜日午前9時開会です。

これで本日の会議を閉会します。

(午後 2時22分 散会)